

明治二十七年二月廿六日第三種郵便特許認可
明治廿一年五月創刊 第一回二十日發行

明治四十五年

監獄協會雜誌

二月二十日發行

第貳拾伍卷
第貳號

第貳拾五卷第貳號目次

○論 說……………(一頁)

新刑法施行の結果に關する調査……………谷田 三郎君
刑法に於ける危險性……………山岡 萬之助君

○講 演……………(三四頁)

治罪の方法と治病の方法(本會茶話會に於て)……………醫學博士 片山 國嘉君
幼年者之音樂……………坪井 直彦君

○寄 書……………(五四頁)

典獄登用の門戸を開放し試験制度を執るべき議……………石井 光美

○監獄衛生……………(五八頁)

監獄衛生(其三)……………石崎 贊樂生

○統 計……………(六五頁)

明治四十四年十二月末日現在在監人員表……………
明治四十四年十二月末日現在在受刑者罪名表……………
明治四十四年十二月末日現在在監人員監獄別表……………
明治四十四年十二月末日現在在監受刑者の刑期監獄別……………
明治四十四年新入監者の月別及び罪名表……………

○救護事業……………(七六頁)

東京出獄人保護事業第十五年報……………原 胤 昭
和歌山縣の保護規程……………

○雜 錄……………(七九頁)

監獄時症所感……………上田 典獄談
上田前橋典獄の「免因保護に就き當局に望む」……………
を讀み蛇足を加ふ……………原 胤 昭
京都附近典獄の協同會……………

水戸監獄の被服染料……………
和歌山監獄の防蟻方法……………
囚徒一人の費用は幾何を要するか……………
指紋より發見したス累犯者の數……………

○各地通信……………(九〇頁)

片淵便り……………田 川 生
大分だより……………江 上 秀 吉

○叙任及辭令……………(九三頁)

○協會錄事……………(九四頁)

本會茶話會……………
寄附行為の改正……………
顧問囑托……………
第四回監獄官練習所入所生……………

監獄協會雜誌第貳拾五卷第貳號

論 說

○新刑法施行の結果に關する調査

(本篇は谷田監獄局長の調査に係り四十五年度司法省豫算に關する參考材料として議員に配付せられたるものなり現今世上に喧しき在監人増加問題を研究する上に於て好個の便益ありと信するにより請ふて茲に掲載する事とせり)

一 新刑法施行後に於ける在監人の増加

新刑法施行後、司法行政上最も顯著なる現象は監獄に於ける在監人員の増加なりとす、今最近の統計を案するに、新刑法施行の當年即明治四十一年度に於ける一日平均在監人員は受刑者四七、三一二、刑事被告人四、八九〇人なりしに、新刑法施行の翌年には忽ち増加して、受刑者五四、五九七人、被告人六、六三五人となれり、試に新刑法施行後二年間に於ける平均在監人員と日露戰役開始後新刑法施行の當年に至る五ケ年間の平均在監人員とを比較するに、受刑者に於て一割九分、刑事被告人に

於て五割八分の増加を見る、(第一表第二表参照)是實に異常の激増にして所謂在監人増加問題の起る所以なり

二 在監人増加の原因

如上の激増は如何なる原因に基く乎、惟ふに在監人員増加の原因に二種あり、其一は新入監者の増加にして他の一は出監者の減少なり、新入監者多ければ従て在監人員の増加を見ると同しく、囚人の滯獄長きに亘り、出監者の減少なければ、其結果在監員數の膨脹を來すべきは自然の理なり、果して然らば新刑法施行以後、在監人員の増加せるは新入監者の多きに因る乎、將た出監者の少きに因る乎、以下統計に就て其原因を審究せん

第一、新入監者

一、受刑者 新に入監したる受刑者の數は明治四十年度に於て一二六、八五九人四十一年度(新刑法施行の當年)に於て一二七、〇七八人なりしに、四十二年度(新刑法施行後第一年)に於ては八、七九三人を減し、一一八、二八五人となり、四十三年度(新刑法施行後第二年)に於ては更に一〇、八七〇人を減し、一〇七、四一五人となり、今、新刑法施行後二年間に於ける新入受刑者の平均數と日露戰役開始後新刑法施行の當年(明治三十七年乃至四十一年)に至る五年間の平均數とを比較するに、新刑法施行後に於ては施行前に比し一割五分の減少を示す、又四十三年度に於ける新入受

刑者の數を以て三十七年乃至四十一年に於ける平均數に對照すれば、一割九分の減少を現はし、日露戰役開始前三個年(三十四年乃至三十六年)の平均數に對照するも亦た一割九分の減少を見る(第三表第四表参照)

二、刑事被告人

新に入監したる刑事被告人の數を案するに、明治四十年度に於ては七二、二九六人、翌四十一年度(新刑法施行の當年)に於ては七〇、五〇七人なりしに、四十二年度に至り、俄かに一〇、七三二人を増し、八一、二三八人となりたるも、四十三年度に於ては再び七、〇八三人を減し、七四、一五五人となれり、又新刑法施行後二年間に於ける新入刑事被告人の平均數と新法施行前五年間の同一平均數とを比較するに、新法施行後は施行前に比し四分四厘を増す、然れども四十三年度に於ける刑事被告人の新入監數と三十七年乃至四十一年に於ける五年間の平均數とを比較するときは、四十三年度に於て四厘を減し、四十三年の數と日露戰役前三年の平均數とを比較するときは、四十三年度に於て一割四分を減す(第三表第四表参照)

上來掲けたる統計に依れば新刑法實施後、受刑者の新入監數は逐年減少し、刑事被告人の新入監數は新法施行の翌年に於て一たび増加したるも、四十三年度に於ては再び舊狀に復し、新法施行前と比較するときは、却て減少を見るに至りたる事跡明白にして、新刑法施行後平均在監人員の増加したるは新入監者の増加したる結果に非ざることを知るに足れり

第二、出監者

新刑法施行後、在監人員の増加したるは新入監者の増加したる結果に非ずとせば、其原因は之を出監人員の減少に求めざるへからず、仍て之を調査するに、其結果左の如し（第五表参照）

一、受刑者

入監人員	出監人員	入監者百人に對する 出監者の比例人員
四十年	一二六、八五九	一〇一、一〇強
四十一年	一二七、〇七八	一〇三、〇八弱
四十二年	一一八、二八五	八五、六五強
四十三年	一〇七、四一五	九一、一五強

二、刑事被告人

入監人員	出監人員	入監者百人に對する 出監者の比例人員
四十年	七一、二九六	九九、一四弱
四十一年	七〇、五〇七	九七、〇七弱
四十二年	八一、二三八	九二、七五弱
四十三年	七四、一五五	九三、二二弱

是に由て觀れば、新刑法施行後、在監人員の増加せるは全く出監人員の減少即ち滯獄日數の延長に基因すること明かなり、然らば即ち出監人員の減少せる理由如何、是れ次節に於て説明せんとする所なり

三 出監人員減少の理由

出監人員の減少即ち滯獄日數の延長は如何なる事由に基く乎、此點に於ても亦受刑者と刑事被告人とに就き各別に原因を研究せん

一、受刑者

受刑者の在監日數延長するは裁判所に於て言渡したる刑期の延長するか爲めなり、今、新刑法施行の前後十年間に於る刑期の歩合を考ふるに其結果は左表に示すか如く新法施行後に至り科刑の程度著しく高進せるを見る（第六表の一、二参照）

刑期の區分

舊法時代

（自三十四年
至四十年）七年間平均歩合

一月以上六月未満
六月以上一年未満
一年以上三年未満
三年以上五年未満

六三、〇四

一一、〇八

九、一二

二、四一

新刑法施行後

（自四十一年
至四十四年）三年間平均歩合

五九、七七

一四、九四

一四、一六

四、〇五

（内三二、一三
は舊刑法を適用したるものに係る）

に對する長期刑の適用に在り、第二、刑事被告人の勾留人員及び勾留日數の増加に在ること洵に明かなり

四 刑期延長の理由

新刑法施行以後在監人の増加せし原因果して前述の如くなりとせば、我裁判所は何故に新刑法施行以後頗る刑を加重し、且未決勾留日數を延長するに至れる乎、是れ當然起るべき疑問なり、而して此問題に對する司法官の説明は左の如し

新刑法施行以後長期の刑を適用するに至れるは一に新刑法の要求に應じたるのみ、抑舊刑法の刑罰制度は刑名徒らに煩瑣に失し、實際上何等の効用なきのみならず、法定刑期の範圍狹隘に過ぎ、科刑の適實を期するに足らず、殊に刑事犯の大多數を占むる竊盜、賭博、詐欺取財の常習犯者及び職業犯者に對し十分なる懲罰を加ふるの餘地を存せざりしなり、新刑法は主として如上の缺陷を補充せん爲め制定せられたるものなるか故に、實益なき刑名の區別を廢止すると同時に、著しく刑の範圍を擴張し、且累犯及び併合罪の處斷例を改め裁判官をして個々特殊なる犯人の種類と千差萬別なる犯罪の情狀に應じ適當の刑を量定するの道を開始せり、然れば則ち司法官が竊盜詐欺等の常習犯者に對し長期の刑を適用するは新刑法の精神を實現する所以にして、刑期伸長の爲め在監人員の増加するは新刑法の施行に伴ふ當然の結果なり、又未決勾留の一人平均日數に於て七日以内の増加を見るに至りたる

は、第一、社會の發展に伴ひ刑事事件の數を増し司法上執務の繁劇を加へたと、第二、新刑法の主義に従ひ刑事被告人の性格及び身上に關する調査を周密ならしめたるか爲めにして、是亦避くべからざる自然の結果なり、世人動もすれば新刑法施行前二三年若しくは四五五年間に於ける統計と新刑法施行後とに於ける統計とを比較し新法施行後在監人の激增せるは司法處分苛酷に失するか爲めなりと論難すれども在監人増加の原因は前述の如く一々相當の理由あるのみならず、世人が據て以て論難の根據とする新法施行前二三年若しくは四五五年間の統計は日露戰役の影響を受けたる非常特別の變態に係り、平時の狀態を示すものに非ず、此事たる、日露戰役開始前の統計と戰役開始後の統計とを對照すれば、一見頗る明瞭なり、頗るに日露戰役の起るや、我司法の職員は時局の難に鑑み、非常手段の已むを得ざるを認め、一方に於ては微罪不檢舉起訴猶豫の適用範圍を擴張して極力、刑事事件の減少に努め、他の一方に於ては刑の量定に特別の緊節を加へ只管刑期の短縮を圖り、行刑官も亦大に假出獄の特典を利用し相共に消極的方針を勵行せり、茲に於てか、在監人員は俄然低下し戰役前數年に比較し非常の懸隔を現はせるなり、平和克復後漸次舊時の狀態に向ひたるも、司法處分は本と繼續的性質を有するものなれば、忽にして原狀に復歸するを得ず、延て新法施行の當時に及ひたるなり、則ち戰役開始後新法施行の當時に至る迄の間は司法及び行刑上特別の時期に屬するか故に、此間に於ける統計は之を以て平時を律すべからざること明かなると同時に、新刑法施行後に於て在監人の増加せるは必ずしも異

常の變に非ずして寧ろ平時の狀態に復歸せるものなりと謂はざるを得ず

五 消極的方面に於ける新刑法の適用

新刑法が科刑の範圍を擴張し且累犯及び併合罪の處斷例を改正したるは之に依りて竊盜、詐欺等の常習犯者を嚴罰するの道を拓き以て累犯防遏の目的を達せんか爲めなること疑を容れずと雖も、之と共に他の一方に於ては殺人、放火、文書偽造等に對する舊刑法の嚴罰規定を緩和し、尙累犯の處なき偶發犯者及び微罪の初犯者に對しては成るべく、寛大の處置を採り、以て刑罰の執行に伴ふ諸般の弊害を防止せんとするの旨趣たるや復た明なり、然るに我司法官は新刑法の適用上單に積極的方面のみに着眼し、消極的緩和の方面は之を無視せるには非ざるか、此點に關する調査の結果は左の如し

第一、放火、殺人に對する科刑 放火に對する科刑の程度を見るに、新刑法施行の前年に於ては徒刑十二年以上十五年未滿のもの同一事件全數の二割五分を占め、重禁錮三年以上十五年未滿のものは全數の七分弱に過ぎず、然るに新刑法施行後の第一年には懲役十二年以上十五年未滿の言渡を受けたる者は全數の五分強に止り、三年以上十五年未滿のもの一割九分強を占むることとなり、新法施行後の第二年に於ては更に低下して刑期十二年以上十五年未滿のもの全數の四分強、三年以上五年未滿のもの二割一分弱となれり、次に殺人の科刑を見るに、新法施行の前一年に於ては刑期十二年以上十五年未滿の言渡を受けたるもの全數の一割七分強を占め、三年以上五年未滿のものは僅に七分

七厘に過ぎざりしに、新法施行後の第一年には刑期十二年以上十五年未滿のもの全數の九分九厘弱、

刑期三年以上五年未滿のもの一割八分強となり、施行後の第二年には刑期十二年以上十五年未滿のもの七分、刑期三年以上五年未滿のもの二割三分三厘となれり、殊に嬰兒殺犯は舊刑法に依れば適の言渡を受くるもの最多數を占むるに至れり（第八表參照）

第二、刑の執行猶豫の適用 刑の執行猶豫に關する規定は新刑法に依り其範圍を擴張せられたるが、實際の適用に於ても亦言渡の數を増加せり、左に累年の計數を掲ぐ

執行猶豫の言渡を受けたる者

三十九年
四十一年
四十二年
四十三年

三、三〇八
四、六三一
六、九七五
七、八三四

第三、撰擇刑の適用

新刑法は新に撰擇刑の制を定め、傷害横領等の罪に付ては自由刑と財産刑との撰擇適用を許容せり、此規定に基き裁判所が財産刑を選択したる結果、四十二年度に於て罰金の

九、二一六

言渡を受けたる者二、七五九人、適用の歩合は自由刑六割四分四厘罰金刑三割五分六厘の比例なりしか、四十三年度に於ては罰金の言渡を受けたる者四、一八二人にして適用の歩合は自由刑五割五分六厘財産刑四割四分四厘となれり、右の計數を見れば撰擇刑の適用も亦連年其歩を進めつゝあるを知るに足るへし

第四、微罪事件に對する檢事の釋放處分

檢事の微罪釋放處分は刑事政策上至大の關係を有するものとす、微罪釋放處分とは輕微なる罪を犯したる偶發犯人にして累犯の處なき者に對し一定の視察に服從せしむる條件を付して起訴手續を猶豫する處分を謂ふ、我司法部に於ては夙に微罪不起訴を實行し來り殊に日露戰役當時に於ては盛に此處分を適用せるか新刑法施行以後に於ても略従前の方針に依り之を實行せり、今明治四十一年四月以後の釋放人員を擧ぐれば左の如し

年 度

釋放人員

自四十一年四月
至同年十二月

六〇、〇二一

四十一年

五二、九五八

四十二年

六二、八九五

右の表に依るときは微罪釋放處分も亦累年其數を増加しつゝあるものと謂ふべきなり

第五、保釋處分

保釋の人員及び歩合も亦年々増加しつゝあり、即ち刑法施行前一年に於ては許可

人員三、〇九六人、拘留總人員に對する百分比例四一、八なりしに、施行後第一年には許可人員三、

六七四歩合四四、四となり、施行後第二年には許可人員五、一〇三、歩合六八、二となり、施行後

第三年に於ては許可人員四、七八歩合七二、〇となれり

第六、假出獄の適用

舊刑法に依れば刑期四分の三を経過するに非されは受刑者に對し假出獄を許

可すること能きしに新刑法は其適用範圍を擴張し刑期三分の一を執行し終りたる者に對しては假出獄を許すことを得るものとせり、而して實際の適用如何を見るに、明治四十年度に於ては許可人

員一、六六六人、四十一年度に於ては一、五九三人、四十二年度に於ては一、二八二人、四十三年

度に於ては一、六五〇人にして新刑法施行後は施行前に比し却て許可人員を減したるも、第九表に

徴し明なる如く假出獄の許可人員は元と一ヶ年五百人を出てす、明治三十六年度に於ては僅に四〇

二人なりしに、日露戰爭の起るや遽に其適用を擴め、三十七年度に於ては一躍して二、三六六人を

出し、從來受刑者百に對して〇、六九に過ぎざりし歩合は忽ち四、〇〇以上に進みたる爲め餘勢延

て新刑法施行の當時に及ひたるものにして、新法施行前數年間の取扱は之を以て平時の常則となす

を得ず、當局者亦茲に見る所あり三十九、四十年の交より漸次緊縮の方針を採り四十二年度に於て

は前數年の例に比し著しく許可の數を減したるも、四十三年度以後更に、新刑法の旨趣に従ひ處分

を實施したる結果、四十三年度に於ては稍其數を増し、四十四年に於ては更に其數を倍加するに至

以上説明する所に依れば、我司法部は一面常習犯者に對し長期の刑罰を適用せると同時に、他の一方に於ては新刑法の緩和的規定に付ても亦十分の注意を拂ひ、曾て其適用を怠らざりしことを推知するに餘あり

六 新刑法の犯罪界に及ぼしたる影響

新刑法の實施は一般犯罪の消長に如何なる影響を及ぼしたる乎、蓋法律の効果は一朝にして現はるるものに非ず、殊に刑法の如き内容の繁多にして範圍の廣濶なる大法律は僅々二三年間の成績に依り直に其價值を斷すべき限りにあらず、故に此には唯た新刑法施行後犯罪界の表面に現はれたる最も著しき事跡を摘示するに止めん

第一、竊盜被害件數の減少 竊盜の被害件數は明治四十年度(新刑法施行の前年)に於ては二四三、八九九件なりしに、四十一年度に於ては二一三、六二一件となり、四十二年度に於ては一八五、五八一一件に減じ、四十三年度に於ては更に減じて一六四、六一八件となれり、斯くの如く竊盜被害件數の減少せるは主として常習犯者殊に拘捕を嚴罰して長く監獄に拘禁し、犯罪の機會を得せしめざる結果に外ならず(第十表參照)

第二、檢事處分件數の減少

社會に於ける竊盜被害件數と相表裏し檢事の竊盜に對する處分件數も

亦減少せり、即ち左の如し

論

	起訴	不起訴
新法施行前一年	五九、一五六	
施行後第一年	五四、七三七	三五、四一五
施行後第二年	五一、九九七	二六、三四六
施行後第三年	五〇、三六〇	二六、〇八五
第三、監獄に於ける入監人員及ひ累犯率の低減	三一、三八五	
左の如く遞減せり		

竊盜新受刑者の受刑者總數に對する歩合

一個年の新入受刑者	四三年	四二年	四一年	四〇年	三九〇	三八年	三七年	三六年	三五年	三四年	十年平均
新受刑者總數に對する百分比	二、九二九	二、五九〇	二、七一九	三、〇五七	三、三九三	三、三〇三	四、〇四九	四、〇七四	三、五五三	三、五八二	三、二五二
竊盜新受刑者の受刑者總數に對する歩合	二、〇四二	二、二九〇	二、四〇八	二、五九〇	二、七八二	二、五四九	二、四九	一九六九	二、〇五	二、一四	二、一九〇

竊盜受刑者初犯累犯の歩合

初犯	四三年	四二年	四一年	四〇年	三九〇	三八年	三七年	三六年	三五年	三四年	十年平均
竊盜受刑者初犯累犯の歩合	一、三九一	一、二七九	一、二九三	一、二九〇	一、二七三	一、二四八	一、五九〇	一、六八三	一、五九三	一、六八三	一、四三〇

累犯 八〇二六 一〇七二七 一五、三六 一五、八三八 一七八九八 一七、三七 一九、〇二六 一七、六〇九 一四、三六 一四、三三 一五、〇二一
 累犯の初犯に對する百分比例 五七、六二 七〇、六七 二六、八四 一三、〇九 一四、〇七九 一三八、四 一九、三二 一〇、七三 九、〇〇二 八五、〇三 一〇、四六一

由是觀之、新刑法施行の結果、竊盜犯の減少を見るに至りたること秋毫の疑を容れず、而して竊盜犯は常に犯罪件數の首位を占むるものなれば、新刑法の運用は刑事政策の上に於て良好の成績を挙げたりと言ふも、敢て謬妄に非ざるへし

第一表 平均在監人員累年比較表

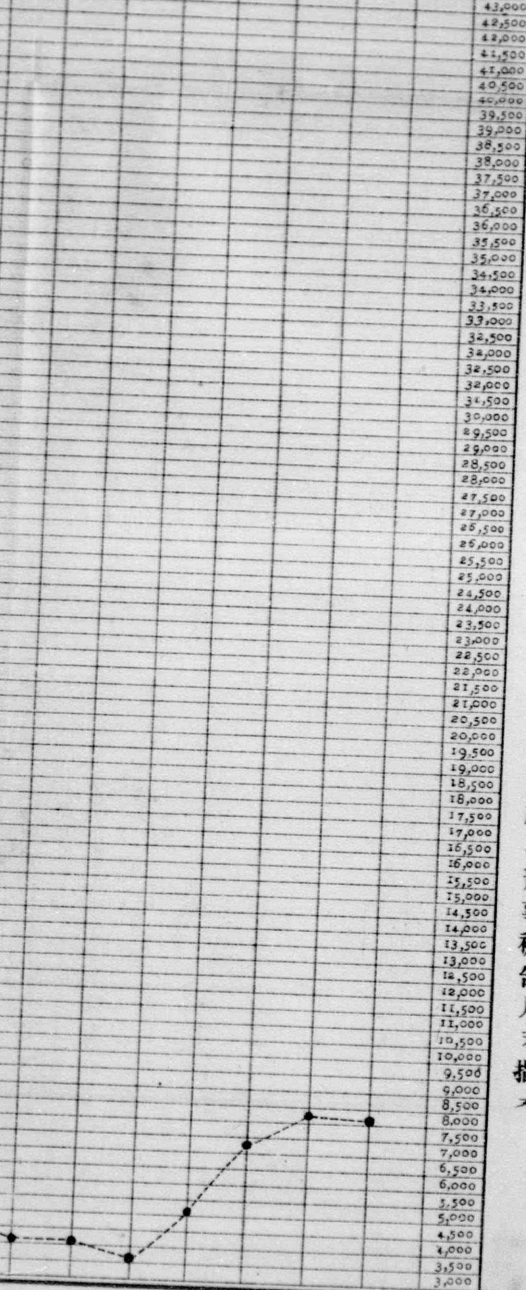
年次	受刑者	懲治人	刑告人	勞役場留置者	携兒	鏡帶台	計
明治三十四年	四九、二四七	一四、七	八〇四〇	八八五	一〇四	五八四三	五八四三
明治三十五年	五〇、八三三	二〇〇	八、二二七	九四八	一一四	六〇、一三三	六〇、一三三
明治三十六年	五二、九五〇	二四九	七、四三四	六五三	九五	六二、一〇一	六二、一〇一
明治三十七年	五四、七二〇	四〇四	五、二六二	一四三	八五	六〇、七一四	六〇、七一四
明治三十八年	四九、八〇三	五〇九	三、六七六	六〇	四八	五四、〇九六	五四、〇九六
明治三十九年	四九、〇九六	六五九	四、〇一五	一〇二	五八	五三、九二八	五三、九二八
明治四十年	四八、六二一	一、〇〇三	四、三四〇	二一〇	六三	五四、一二七	五四、一二七
明治四十一年	四七、三二二	一、三二七	四、八九〇	四二	五八	五三、六一九	五三、六一九
明治四十二年	五四、五九七	八七〇	七、五〇三	七八八	七四	六三、八三三	六三、八三三
明治四十三年	七四、五一八	三、四九	六、六三三	一一、六七	八八	七二、七五七	七二、七五七
拾箇年平均	五二、一四九	五七一	六、〇一五	一、四八九	七九	五九、二〇三	五九、二〇三

本表は一箇年間の延人員を其日數を以て除したる一日平均の在監人員なり
 勞役場留置者の欄四十一年以前は別房留置人なり

増減圖解

(二日平均)

黒線ハ受刑者ヲ指シ
点線ハ刑事被告人ヲ指ス

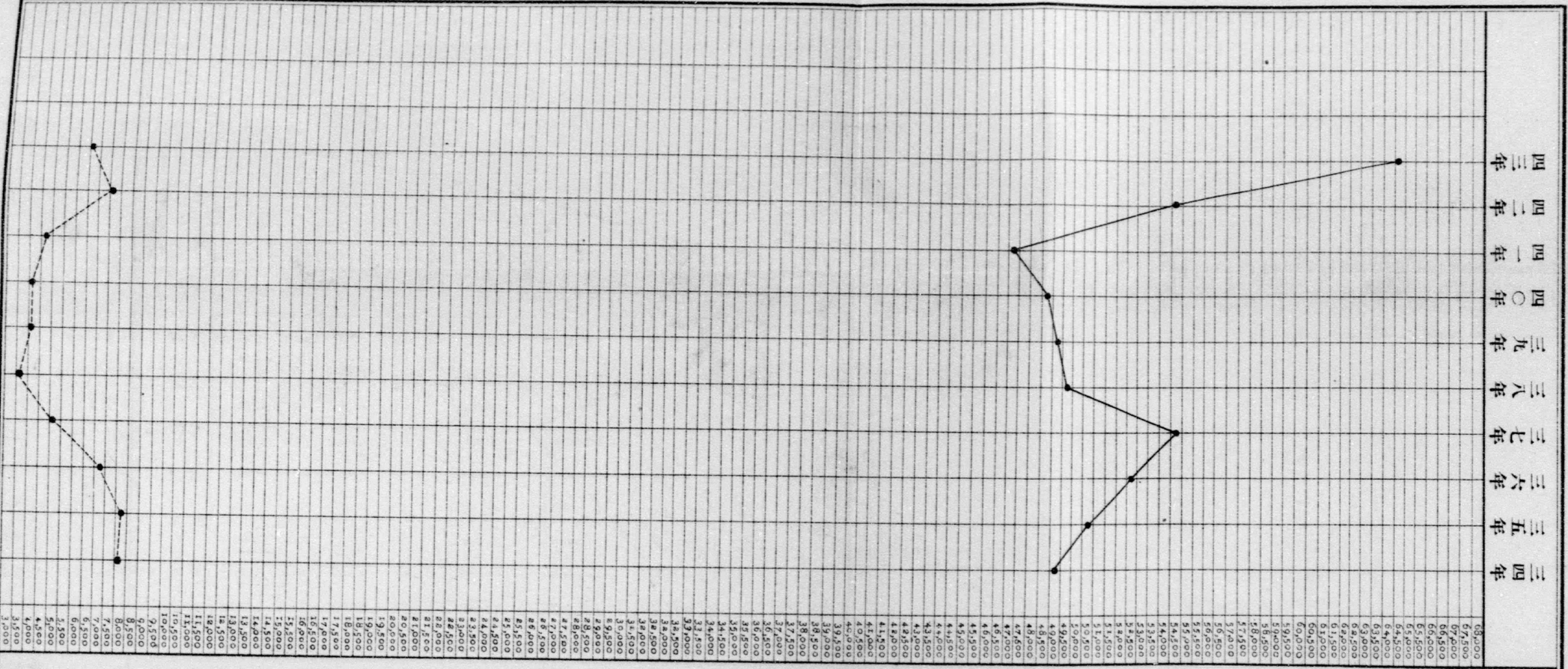


昭和二十一年	昭和二十二年	昭和二十三年	昭和二十四年	昭和二十五年	昭和二十六年	昭和二十七年	昭和二十八年	昭和二十九年	昭和三十年	昭和三十一年	昭和三十二年	昭和三十三年	昭和三十四年	昭和三十五年	昭和三十六年	昭和三十七年	昭和三十八年	昭和三十九年	昭和四十年	昭和四十一年	昭和四十二年	昭和四十三年	昭和四十四年	昭和四十五年	昭和四十六年	昭和四十七年	昭和四十八年	昭和四十九年	昭和五十年	昭和五十一年	昭和五十二年	昭和五十三年	昭和五十四年	昭和五十五年	昭和五十六年	昭和五十七年	昭和五十八年	昭和五十九年	昭和六十年	昭和六十一年	昭和六十二年	昭和六十三年	昭和六十四年	昭和六十五年	昭和六十六年	昭和六十七年	昭和六十八年	昭和六十九年	昭和七十年	昭和七十一年	昭和七十二年	昭和七十三年	昭和七十四年	昭和七十五年	昭和七十六年	昭和七十七年	昭和七十八年	昭和七十九年	昭和八十年	昭和八十一年	昭和八十二年	昭和八十三年	昭和八十四年	昭和八十五年	昭和八十六年	昭和八十七年	昭和八十八年	昭和八十九年	昭和九十年	昭和九十一年	昭和九十二年	昭和九十三年	昭和九十四年	昭和九十五年	昭和九十六年	昭和九十七年	昭和九十八年	昭和九十九年	昭和一百年
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------

最近十年間在監人員増減圖解

(二日平均)

黒線ハ受刑者ヲ指シ
点線ハ刑事被告人ヲ指ス



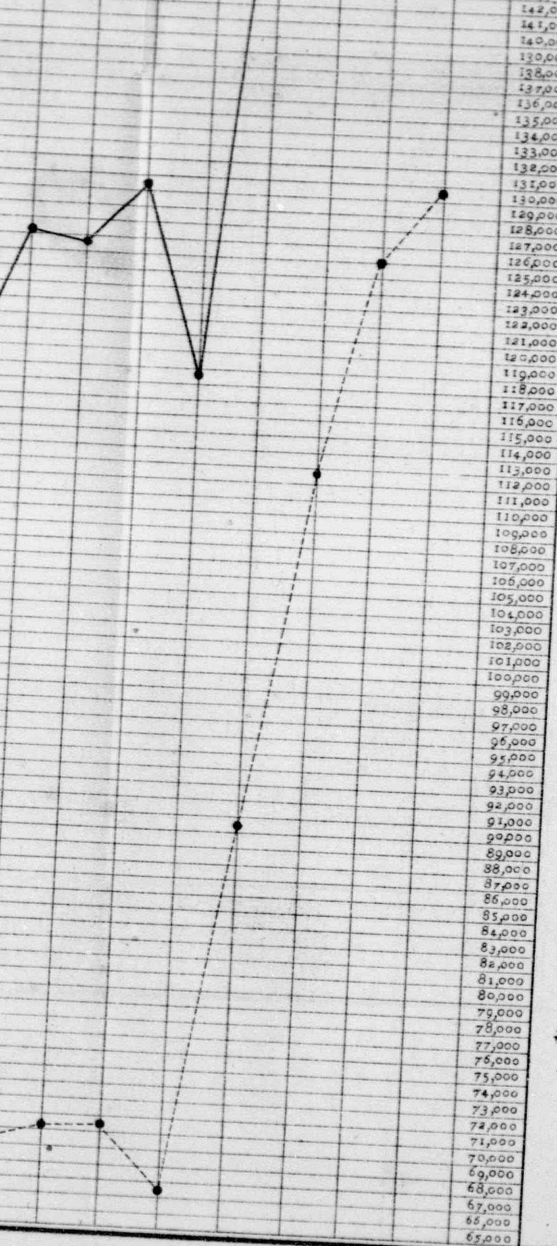
第三表 新入監者累年比較表

年次	受刑者	刑事被告人	懲治		計	留置者	携帶分娩兒		合計
			瘡痍者	幼年者			監出	監入	
明治三十四年	一七〇、一八七	一三〇、四六九	一六	二七三	二八八	五三二九	一四七	六四四	三〇七、〇六四
同三十五年	一八〇、五七九	一二五、七八六	一八	三二八	三四六	五〇五五	一二九	五八四	三一二、四七九
同三十六年	一八一、一三四	一二二、七四六	二七	四〇一	四二八	三〇五四	一〇九	四六八	二九七、九三九
同三十七年	一五八、七八九	九〇、五五八	一六	四一一	四二七	七五三	九三	三三三	二五〇、九六三
同三十八年	一八七、二九	六七、九五	一六	四三二	四四八	四五七	七三	一九五	一八七、八三三
同三十九年	二二〇、九八四	七一、九六七	二二	五七二	五九四	七五三	八一	二五七	二〇四、六二六
同四十年	二二六、八五九	七一、二九六	二四	七七七	八〇一	五六〇	八四	二二三	一九九、八三三
同四十一年	二二七、〇七八	七〇、五〇七	一六	五八八	六〇四	二二五	七二	二四六	一九八、七三三
同四十二年	一一八、二八五	八二、三三八	一	一	一	九四五九	八六	三〇七	二〇九、三三三
同四十三年	一〇七、四一五	七四、五五	一	一	一	一四、二一九	八四	三五四	一九六、二八
十箇年平均	一四二、〇〇四	八九、六六七	一六	三七八	三九四	三九七七	九六	三六二	二二六、五〇〇

勞役場留置者の欄四十一年以前は別房留置人なり

人員増減圖解

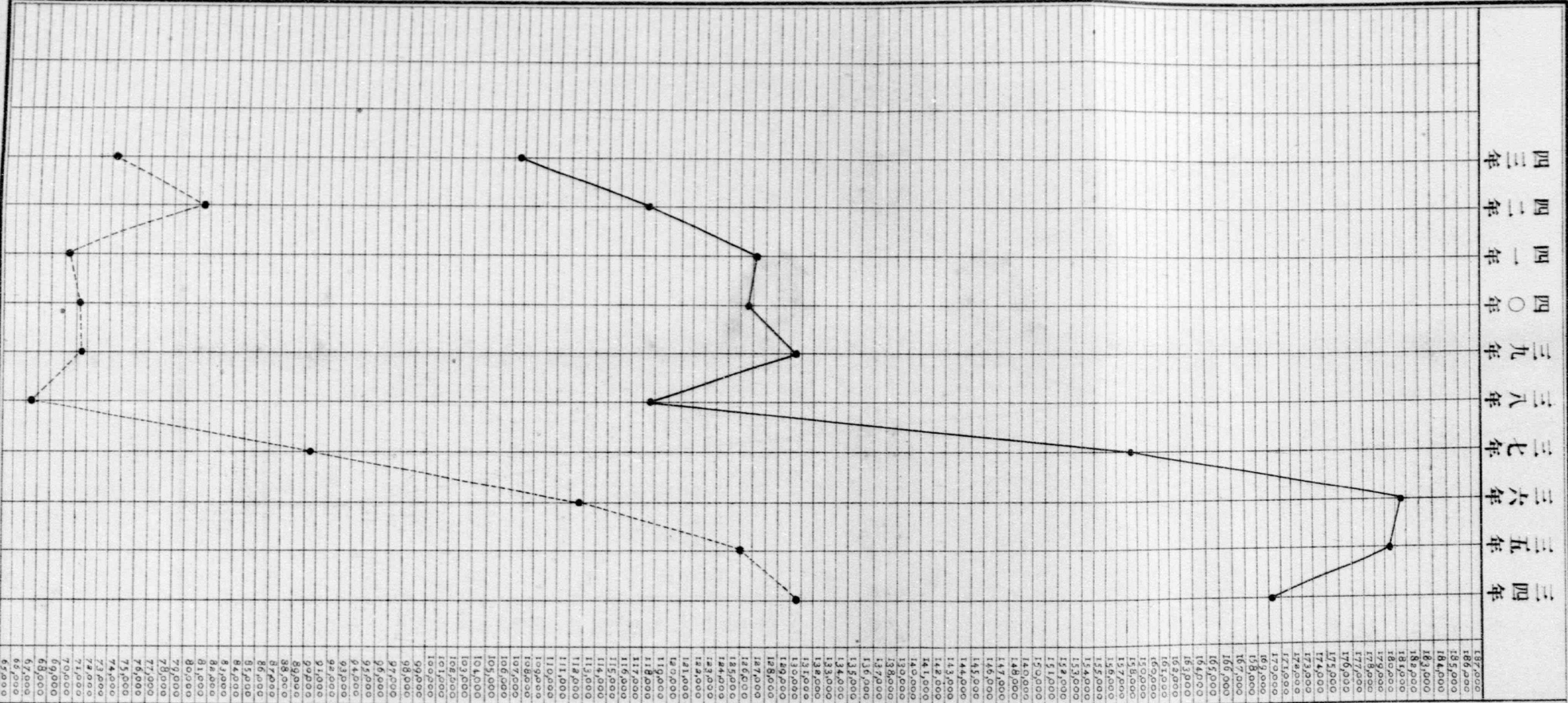
黒線ハ受刑者ヲ指シ
点線ハ刑事被告人ヲ指ス



年次	1905	1906	1907	1908	1909	1910	1911	1912
受刑者	138,000	137,000	139,000	135,000	125,000	121,000	120,000	121,000
刑事被告人	65,000	65,000	65,000	68,000	92,000	100,000	110,000	118,000

最近十年間新入監人員増減圖解

黒線ハ受刑者ヲ指シ
点線ハ刑事被告人ヲ指ス



[illegible]

第六表の一 新受刑者刑期別累年比較表（其一）

明治四十年	明治四十一年	明治四十二年	明治四十三年	受刑者	刑事被告人	懲治人	勞役場留置者	携帶乳兒	計
一、二八、二五八	一、三〇、九八八	一、〇一、三一一	一、〇六、五〇二	七〇、六八〇	六八、四四〇	三七〇	六四七	三二八	二〇〇、二八三
						四五二	二九二	三一	二〇〇、四八三
						六〇〇	八、八六七	三五	一八六、四七六
						六三九	一三、六四三	四五三	一九〇、三六四

第五表 明治四十年以後出監人員累年比較表

第六表の二 新受刑者刑名刑期別累年比較表（其二）

[illegible]

第七表 四十年以後竊盜、強盜、詐欺、賭博に關する刑名刑期累年比較

[illegible]

竊

盜

自四十二年十月 至四十四年九月	自四十四年十月 至四十六年九月
--------------------	--------------------

九一四	一〇、二四四	五、一八七	三、一二一	一、三七五	一、五二九	一、六六一	五〇二	五八一	三三四	二二七	一四四	六五
四二一	五、八二二	二、七四九	一、六六三	六六二	六四二	六九一	一八〇	二二七	一四四	六五		

强

盜

自四十四年十月 至四十四年三月	自四十二年十月 至四十二年九月	自四十一年十月 至四十一年九月	自四十年十月 至四十年九月
--------------------	--------------------	--------------------	------------------

					未滿	二月
					未滿	六月
					未滿	一年
					未滿	二年
六	八	七	二六		未滿	三年
一一	一六	二〇	四五		未滿	五年
一九	五四	二三	四一		未滿	八年
七九	一三六	九一	六一		未滿	十年
一八	三五	四九	六六		未滿	十二年
二二	四八	五九	一一		未滿	十五年
二二	五三	四七	五〇		未滿	二十年
二四	六五	五三	一五		未滿	三十年
三四	三〇	四〇	三三		以上	

弄

欺

[illegible]

未滿	二	満	月
未滿	六	満	月
未滿	一	年	
未滿	二	年	
未滿	三	年	
未滿	五	年	
未滿	八	年	
未滿	十	年	
未滿	十二	年	
未滿	十五	年	
未滿	二十	年	

[illegible][illegible]

第九表 假出獄統計表

[illegible]

第十表 盜難被害件數表 (內務省調査)

[illegible]

強盜

強盜	三十四年	一四八六
	三十五年	一四二四
	三十六年	一六六八
	三十七年	一五九六
	三十八年	一三四八
	三十九年	一二三九
	四十年	一〇六四
	四十一年	九六二
	四十二年	一一二九
	四十三年	一一三三

竊盜	二二七、八一五	二四四、一九二	二八六、四七五	二九九、九四九	二六五、五三三	二六七、〇三〇	二四三、八九九	二二一、六二一	一八五、五八一	一六四、六一八
詐欺	二二、八〇九	二四、二二三	二八、〇九六	二七、四四〇	二五、六三三	二八、八七六	三〇、六四〇	二九、三三二	三七、〇八三	四一、一九二
拐帶	二二、八〇九	二四、二二三	二八、〇九六	二七、四四〇	二五、六三三	二八、八七六	三〇、六四〇	二九、三三二	三七、〇八三	四一、一九二
合計	二六六、一四四	二六九、六四八	三三六、二二二	三三八、七八八	二九二、五一三	二九七、一四五	二七五、六〇三	二四三、九三五	二二二、七九三	二〇七、〇三三
人口千ニ對スル比例	五七七	五、八七	六、七九	六、九七	六、一一	六、一三	五、六一	四、九五	四、四八	四、二二

○刑法に於ける危險性 Die Gefährlichkeit im Strafrecht

事、法院檢察 山岡萬之助
フクトルユリス

第三、余輩は以上を以て犯罪行為に存する刑法上の概念的危險性を説明したり。概念的危險性とは即ち刑法の抽象的な規定に於て危險の存在を行為の觀念として必要なりと認めたることを云ふ。故に行為にして危險性を存せざる時は法律上之を犯罪として認めざるものとす。之と異り右以外の犯罪は總べて實害を以て行為の成立要素と爲すものなり。講學上之を實害犯と稱す。實害犯は常に法益即ち法律の保護する生存利益の毀損を結果するものなり。生存利益は千態萬様にして一々之を枚舉すること難し。然れども之を大別して一般法益と個人法益との二者と爲すを得。一般法益とは國家若くは社會的觀念に於ける人の有する利益を云ひ内亂罪騷擾罪に於ける法益の如きを指す個人法益とは一己の人に屬する利益にして生命、身體、自由、名譽、財産等はなり。今更に法益を他の

方面より分類せば單一的法益と分量的法益の二者と爲すを得。單一的法益とは常に一樣なる毀損の結果を生ずる性質の法益を指す。例へば殺人罪墮胎罪の法益の如き此種に屬す。次に分量的法益とは毀損の結果に等級的差異を生ずる法益を云ふ。例へば傷害罪財産罪の法益の如き此に屬す。

實害犯は危險既に過ぎ法益の毀損を生じたるものなるを以て概念的危險性は最早之を論ず可き餘地なし。然れども其科刑に付ては常に危險の觀念を離る能はざるものとす。即ち實害犯に於ける危險性は犯罪成立の概念に非ずして刑の量定に關するものとす。併し單一法益の毀損に於ける行為の危險性は刑の量定に影響すること少し。例へば銃砲を以て人を殺したる場合と手拭を以て人を絞殺したる場合とに於て其刑に別段の差異なきを常とす。之に反し分量的法益を毀損せる場合に於ける行為の危險性は刑罰量定に大なる影響を存す可きなり。例へば棍棒を揮つて人に打撲傷を負はせたる場合と鐵拳に依り同様に人に打撲傷を與へたる場合とに於て前者の刑は後者の刑よりも重からざるを得ざるなり。何を以て然るか？、曰く前者の場合にありては打撲傷に止らずして往々人を不具に致し若くは死の結果をも生ぜしむ可き、蓋然的危險を存するに反し後者の場合にありては打撲傷以上の傷害を與ふことは極めて偶然なる事項にして前者の如き危險性を存せざるものたるを以てなり。故に分量的法益の毀損に於ける危險性に付ては細心之を研究せざる可からず。一般法益は不定多數人を基礎とする利益なるを以て其性質分量的法益に屬す。之に反し個人法益は一己人を基礎と

するに、あるを以て、或は單一的法益たる場合あり、或は亦分量的法益たる場合あり。余は今分量的法益に對する危険性に付き例示の説明を試む可し。(一)一般法益に關する内亂罪の如き單に地方に於ける一小區域に暴動する場合ある可く、亦氣脈を通じて各所に蜂起するところある可し。二者共に朝憲を紊亂する目的を存すること及び暴動を爲す點即ち犯罪構成要件の最小限度に於て異なる所なし。雖も結果に對する行爲の危険性は二者決して同日の論に非ざるなり。騷擾罪の如き亦然り。(二)放火、溢水罪の如き單に一家屋を燒燬又は漂流するに止ることある可く、或は一行爲に因り數百若くは數千戸を消失せしむる場合ある可し。前者は山間僻地に於て其例多く、後者は都市に於て屢遭遇する事例なり。故に都市に於ける放火溢水罪は其具體的結果が僅少なる場合に於ても行爲の危険性を斟酌し重く之を處罰せざる可からず。——右説示の犯罪は其性質危険犯にして實害犯に非ざるを既に述べたる所の如しと雖も具體的結果即ち實害を根據とし茲に之を説明したるのみ。(三)個人法益に關する竊盜罪の如き其體様極めて多く従て舊刑法に於ては屋外竊盜、屋内竊盜、普通竊盜、加重竊盜等の區別を認め各刑罰を異にしたりしも新刑法は之を一罰條に抱括し「他人の財物を竊取したるものは竊盜の罪と爲し十年以下の懲役に處す」る旨を規定したり。故に該罰條は山野に於ける柴草、竹木、田畑に於ける穀物、野菜の竊取を始め人の財物貯藏所たる倉庫等に於る巨大の竊盜迄を包含し亦其手段として門戸牆壁を踰越損壞し若くは鎖鑰を開き侵入したる場合と兇器を携帯したるを分たず該罰條を以て處罰するなり。故に竊盜の處罰は各場合に於ける行爲の危険性に注意し法定刑の範圍内に於て相當なる刑を量定せざる可からず。新刑法の實施に際し僅かに家禽を竊取せる事案に付き前科あるの故を以て數年の懲役に處し世人の批難を受けたるが如きは行爲の危険性に想到せざりし結果の致す所なり。實に吾人は屋外に於ける柴草、果穀等を單純なる手段に依り竊取するが如き行爲に於ては左程に危険を感ぜざるなり。何となれば特段なる手段を以てせざる屋外竊盜の如きは侵害の分量程度を存するものにして被害の結果大なるものあるなきを以てなり。乍然屋外竊盜と雖も特種の手段を利用する場合に於ては行爲の危険性を増大するに至るものなり。例へば斧鉞を携帯して森林盜伐を爲すが如き或は舟車を利用して田野盜を爲すが如き共に被害分量大なることある可く従て縱令現實盜取したる物件が小額なるに於ても行爲の危険性相當に重く處罰す可き必要を生ず。次に屋内に侵入する竊盜行爲は屋外竊と異り其危険性甚だ多し。何となれば屋内は通常吾人が所有する動産の所在なるを以て一たび犯人の侵入するに於ては如何に多大の利益を害せらる可きや之を知るのと能はざるを以てなり。殊に夜間牆壁を踰越損壞し鎖鑰を開き若くは兇器を携帯して侵入したる場合の如きは其行爲の危険性最も大なるものなり。竊盜行爲の恐る可きは斯る手段に出でたる場合なるを以て嚴重に之を處罰せざる可からず。(四)特に行爲に危険性を存するものは強盜なり。強盜は人に對し暴行脅迫を加へ財物を強取し若くは不法の利得を爲す罪なり。法律は二者共に五年以上の有

期懲役に處すと雖も實際の性質より之を觀察せば財物強取と不法利得とは甚だ趣きを異にするものにして不法利得の場合にありては縱令被害者の精神に於ける反抗力を抑壓して其自由を衰失せしむるものたるにもせよ恐喝罪と相距ること遠からざるものとす。故に強盜的利得の罪に付五年以上の刑を豫定したるは重きに失するものたるを免かれず。國民思想に於て眞に強盜と認むるは財物強取の場合にあるものなり。——強盜に特殊なる危険性は暴行脅迫の點にあり。人に對し暴行脅迫を爲す方法は一にして止まらず。然れども強盜に於ける暴行脅迫は普通人の身體若くは生命を害するに足る兇器を以て行はるゝものなり。從て強盜に伴ひ傷害若くは致死の結果を生ずること少からず。故に兇器を以てする暴行脅迫は兇器に依らざる暴行脅迫よりも之を重く處罰するを必要とす。而して兇器其物の種類に付ても各場合に於て刑の量定上斟酌す可きものとす。其他強盜は暴行脅迫を手段とする強盜に外ならざるを以て強盜行爲の危険性に關する説明は茲に之を引用するを得べし。然れども強盜と異り屋外強盜必しも屋内強盜より危険なきものとする能はざる可し。何となれば強盜は直接人に對するを特質とするものなるを以て屋外に於て行はるゝ所謂剽盜の如き其危険敢へて屋内のものに譲らざるなり。但し桃梨の園に立ち入り二三を奪はんとするに際し園丁に發覺せられたるの結果暴行又は脅迫を加へ其目的を達したる場合の如きは法律上強盜罪たるには相違なきも其罪惡たるや極めて輕きものなり。(五)詐欺罪の如きも其種類に従ひ危険性に種々なる程度を有するものなり。例へば信用詐欺の一種たる無錢飲食の如き騙取物の分量に大體の程度を存するものにして單純なる屋外強盜と相擇ぶ所なき輕微の犯罪なり。之に反し詐欺賭博に因る財物騙取の如きは手段巧妙にして且つ人の利慾心たる弱點を利用するものなるの結果性質上害惡の程度大なるを常とす。故に後者は之を前者と異にし行爲に危険性の存する故を以て重く處罰す可きものとす。

余輩は以上の例示の説明より實害犯に於ける危険性の何物たるや略々了解し得べき者なるを信ず要するに實害犯は害惡結果の發生を以て條件とするものなるに因り犯罪結果は重要なものたること勿論なるも行爲に蓋然的危険性ある場合に於ては縱令具體的に發生したる結果は僅かに法律の要求する最小限度を充すに止まるも之に對し法律の豫定したる最低の刑罰を科することなく危険性の度を充分に斟酌し相當なる刑罰を量定せざる可からず。是れ實務家の最も重大なる任務にして此任務を完ふするに於て始めて新刑法の精神に適合するものなりと云ふ可し。若し夫れ然らずして實際發生したる結果の如何にのみ着眼し刑の量定を爲すことあらば新刑法は遂に甚しき惡法と化し去らんのみ。

上來述べたる所を以て犯罪の危険性を論述し盡したり。以下筆を改め犯人の危険性を説明せん
(未完)

○治罪の方法と治病の方法（本會茶話會に於て）

醫學博士 片 山 國 嘉 君

今日私に此處へ出て何かお話をするやうにと先達つて豊野君からお話がありました。時日も近付いて居りまするし、チョット腹案もありませぬから次回にでもとお願ひしたのでありますが、是非やうやうにといふお勧めが甚だ上手であつたので、ツイお引受は致しましたが、無い腹案は出て参りませぬので今日唯だ責め塞げにお話することは甚だ難雜なことではありますが、どうぞさういふ次第でありますから豫め御用捨をお願ひ致して置きます。それで先づ治罪の方法と治病の方法といふ題で少しお話を致して見やうと思ひますが、今申しします通り案は練れて居りませぬで唯だ題を設けたいけでありますから甚だお聴取り苦しからうと思ひます。

此疾病と犯罪といふことを比較して見ますと、固より大體に於ては大に趣きの變つたものであります。又大分似寄つて居る處もある。犯罪も亦一種の社會の病的現象であるといふことがいへると思ひます。此社會の病的現象たる犯罪と吾々個人の身體の病氣との間には色々の點に於て類似し或は一致する點があるやうに思ひます。即ち吾々の疾病といふのは吾々の精神及び身體の生理狀態の變化異常を指して疾病といふのである。犯罪といふのは色々定義の下し方もありませうが、私をしていはしむれば犯罪は意思行為の反法的異常であると斯ういふても宜からうと思ふ。何れも普通の狀態から逸した處の一つの現象である。疾病は身體の生理狀態を逸したもの、犯罪は吾々人間の常道を逸し

て而もそれが法律の規定に觸れたものが犯罪である。常道を逸しても法律に規定がなければ犯罪といふ名は付かぬのである。先づ此度を外れた異常の狀態に付けた名であると思へば、其性質に於て既に一致の點或は類似した處があるのである。そこで此疾病の起るには必ず原因がある。犯罪にも必ず原因があつて起るに相違ない。原因なくして疾病の起るといふこともなく、原因なくして犯罪の起るといふこともなからうと思ふ。疾病は或る原因の結果である。犯罪も亦或る原因の結果として現はれるのである。即ち原因結果の關係に於て兩者の間に一致の點があると申すことが出来やうと思ふ。此病氣の原因にも色々ある。之を一々挙げ盡すことは出来ぬ程澤山ある。即ち此自然の氣候風土の關係もありますれば、人爲の關係もあつて、實に疾病の原因となるものは多い。恐らく有らゆる出来事が疾病の原因として多少の關係を有つ。遠くは天體の異常迄が疾病に關係を有つ。彗星が出るとかどういふ星が近付いたときにはどういふ流行病があるといふ位である。遠くはさういふこと迄も多少の影響を有つのである。犯罪の原因は如何であるかといひますると是も却々數多いことで、遽に是だけであるといつて數へ擧げること恐らく不可能であらうと思ふ。差當り原因的關係はないやうに思つて居る事柄でも詳しく調べて見ると頗る關係を有つて居るといふやうなことも段々ありますから、疾病に起り又犯罪が起る。此點も亦能く似て居るのであります。さうして其原因の種々なる關係に依て或る病氣が一つであれば其結果として起る病氣は一つであるかといふと必ずしも一因一病といふやうな具合にはいかなない。原因が一つで種々の病氣の起ることがあります。即ち一因多病といふことがある。一例を病毒も一種である。ところが「インフルエンザ」であります。「インフルエンザ」といふ病氣は一つである。此やうなことが普通あるが、それだけに止まる人もあれば同時に腸胃の加答兒があつて下痢を來し食慾

がなくならないふやうに喉の加答兒と共に胃腸の病氣も起る。そのみならず或は中耳炎を起し或は神經病を起す。原因は一つであるが種々の病氣が起ることがある。犯罪も矢張り其通りで、原因は一つである。例へば窃盜にしても金がないから金が欲しいといふのが原因である。金を取る爲めに窃盜を働く。それだけに止まれば原因一つで犯罪一つといふことでありますけれども、多數の貧の爲めに爲す犯罪がさういふ具合に行くかといふと決してそれに止まらぬ。元は金のない爲めに窃盜を働くのであるが、それと同時に人に傷を付ける。即ち傷害罪を犯すこともあれば殺人罪を犯すこともある。強姦といふやうなこともあり或は放火をすることもあり種々の犯罪がある。其元は金が欲しいといふ一つの原因であるけれども種々の犯罪が起る。即ち「インフルエンザ」の原因は一つであるが、種々の病氣が起ると同じやうに犯罪も原因一つで種々の犯罪をすることもある。又其反對に犯罪としては一つである。病氣としては一つであるけれども、其一つの病氣が必ずしも一つの原因に由てのみ起らずして或は多くの場合に於ては色々の原因が集つて一つの病氣を惹起す。斯ういふことが多いのです。一因一病といふことよりも多因一病といふことが最も多い。多因多病も無論ありますが兎に角原因の色々集つて其結果として一つ或は二つ以上の病氣を起すといふことが多い。犯罪も其通りで一つの原因から犯罪をするといふよりも、種々原因が集つて其結果として一つ或は二つ以上の犯罪をするといふことが實際に多からうと思ひます。

總て斯ういふ原因結果の關係が病氣の起るのと犯罪の生ずるのとの間に頗る似た處がある。病氣の起りと犯罪の起りとに似た處があれば次ぎに起る處の問題は豫防に就ての關係である。先づ病氣を豫防するには何が必要であるかといひますと其原因を除くといふことが最も必要である。原因の研究が能く積めば豫防といふことの効は必ず確實に與がるやうになるので、現にさうなつて來て居るのである。例へば昔は種々の傳染病を之は吾々の罪惡に對する天の罰であつて免れることの出来ないも

のである。唯だ神に其病ひの輕からむことを祈るといふことより外か防ぎ途は知らない。それで流行病は流行仕放題といふ有様で手の着けやうがなかつたのである。即ち其例の最も著しいものは天然痘である。子供を三人持てば一人は天然痘の爲めに失ふのが普通である。近頃迄朝鮮などに於てはさういふ状態でありました。斯の如き天然痘も種痘法が発見されて以來は殆ど全滅させる位に豫防の効が奏せられてるので、即ち今日天然痘に罹るといふのは極く稀なことであつて而も天然痘に罹るやうな者は平生心懸けの足らぬ人である種痘を繰返すことを怠つた結果であつて天然痘に罹れば寧ろ其不注意を笑はれるといふやうな今日の状態である。是は即ち原因の他から這入つて來るものであつて斯うすれば防げるといふ種痘の方法が発見せられて天然痘は殆ど撲滅の今日の状態になつたのである。單り天然痘のみならず他の傳染病も段々さういふ状態に近付きつゝある。虎列刺とかいふやうなものも今日は殆ど根を絶やして居る。偶さか病毒が這入つて來て少し現はれても直ちに撲滅することが出来る。それはどうして出来るかといへば虎列刺の毒はどういふものである。どうすれば之を防ぐことが出来るかといふ原因が明かになり、之を防ぐ方法がそれに依て知れ渡つたからである。「デフテリア」なども子供が「デフテリア」に罹れば先づ死ぬる者が多いであつたが今日は手遅れさへしなければ「デフテリア」の爲めに子供を失ふといふやうなことはない。殆ど總ての傳染病が大部分豫防すること出来るのである。今日尙ほ赤痢、腸窒扶斯といふやうな者が随分ありますが、是は豫防法の周到に届かぬ結果である。どうすれば防げるかといふことは既に略々分つて居る。斯の如く非常に人類に害を與へた處の傳染病などは先づ略々豫防することの出来るやうになつて、其の社會に及ぼす効果は偉大なるものである。傳染病即ち急性の傳染病ばかりでなく慢性の傳染病（結核梅毒或は癩病の如き）者原因が段々分つて來ましたから、其治病法も大分進みつゝある、今日はまだ結核療法などは甚だ届いて居らぬけれども其届いて居る地方に於ては既に其効果が現はれて居るのである。例へば獨逸國の如き

處に於ては結核の数が統計上大分減つて來て居る。日本では或は増しつゝあるやうな状態でありませう。是はまだ豫防の方法が能く届かぬからであつて略々其防ぎ方も今日は分つて居るのである。花柳病の如きものも豫め防げるものである。之に感染するのは唯だ豫防法を怠る結果である。傳染する處の病氣は勿論又傳染病でない處の病氣も原因を明かにしてそれを防げば矢張り減るのである。即ち學校衛生に注意すれば學校兒童の健康状態が良くなる身體の曲がる者が曲がらぬやうになる。近眼の多くなるのも注意すれば多くせぬで済む。皆其原因を明かにしてそれに適當した豫防法を講究すれば病氣を減すことが出来るのである。病氣は斯の如くして豫防の効が著しく現はれる。治療といふことよりも寧ろ未發に防ぐといふことの方が社會人類の爲めには餘程効力が多いのである。既に罹つて居る病氣を治療するといふことは遅れて居る。併し治療といふことも無論必要であります。どちらが特に必要かといへば罹る前に防いで病人のないやうにするといいふことが最も必要である。

然らば犯罪豫防は如何。犯罪も原因を段々調べれば随分豫防し得る原因があるのである。其原因を明かにしてそれを除くことにさへ努めれば自からそれに依て起る犯罪は減る譯である。其原因は病氣の原因と同じで數が澤山にある。矢張り其澤山にある種々の原因をそれ／＼適當な方法に依て皆除くことに努めれば犯罪も必ず減るに相違ない。併し犯罪豫防は疾病豫防よりも關係が廣い爲めに困難であるといふことは事實であらうと思ふ。けれども豫防の法を盡せば防ぐことの出来るものであるといふことは是亦疑ひのないことである。其例として最も能く分る著しいものを挙げますと飲酒である。酒が直接間接に犯罪の原因を爲して居るといふことは諸君御承知の通りである。此飲酒といふ原因を除けば犯罪は確かに減るのである。其實例は亞米利加の聯邦の中には既に酒の販賣を禁じて居るといふ處もある。最初此禁酒令を布いた時には是は亞米利加流である。唯だ突飛のことをするのであるといふ譯があつて其結果如何。其事柄は悪いことゝは誰も思はぬが感服すべきやり方とも當時は思はなかつた。

唯だ突飛の點が亞米利加流であると斯う多くの人は見て居つた位であります。ところが決してそれが唯だ突飛のとでなくして明かに統計の上に其影響を現はして居るのである。今日は其統計表を持つて參りませぬから數に就て一々申すことは出来ませぬが、犯罪人の數が此禁酒令を布いた以來は其前と比べると著しい相違であるといふ結果を生じて居る。即ち著しく犯罪が減つた。そののみならず貧民が著しく減つた。即ち地方費を以て救助を要する處の費用が要らなくなつた爲めに從來の例に依て豫算して置いた貧民救助費が大變餘る。斯ういふ結果も生じて居る。一篇の禁酒令が既に貧民を減じ犯罪人を減すといふ影響を現はして居る。斯の如きことは亞米利加に限つたことではない。若し日本が假りに亞米利加の通りのことをするとすれば矢張り似寄つた影響は必ずあるに相違ない。斯ういふことは大に研究すべきことで突飛のやり方が良いといふ譯ではありませぬが、突飛でなく充分に研究して効のあるやうに社會に餘り激變を與へぬ方法を以て此主義を實行すれば惡影響は少なくて好影響を見ることが疑ひないのであります。私は平生通俗講演をする時に殆ど酒害の關係の問題に限るやうに致して居りますが、其精神は遠く犯罪豫防といふやうな處に向つて重きを置いて居るからである。故に現に飲んで居る者に對して止めろといへば又止められぬといふ理屈もいふし感情の上にも甚だ弊害を感ずる。目の前のことはさうであるが遠く未來のことを考へればさう反抗すべき理由なしに好結果が得られやうと思ふ。即ち私はまだ酒を飲み始めない處の青年に向つて飲み始めるな始めてから止めるのは困難でもあり又害は是々のものであるから飲まぬで済むものである。癖さへ付かなければチツトも欲しいものでない。さういふ害あつて益のないものに近付くことは慎め、成たけ飲み始めるな、縱令飲むにしてもチャント一藝成つて他人の世話にならぬやうな年代迄は飲むな。即ち三十分頃迄は兎に角飲むなそれから先きは又た先きの問題として一生飲まぬといふことは辛い窮屈の感があらうから先づ業成つて獨立して他人の世話にならぬ處迄を境界にしてそれ迄は飲むなと斯ういふこ

とを私は青年には常に懇々説くのである。是は何んの目的であるかといへば飲酒から来る影響を考へるからである其影響は種々ありますが、其中に飲酒に原因した遠い近い關係から犯罪をする者が却々多いから、斯の如きことは最も遠い處の犯罪豫防である。遠いから甚だ迂遠の手段のやうに多くの人が考へるけれども、怠らず行へば最も有力なる最も有益な犯罪豫防法の一つであると私は確信して居るのである。目の前に行つて直ぐ減るといふことは亞米利加流に突飛にやれば減るさもなければ急に効果は現はれませぬけれども、併ながら遠い未來には好影響を與へることが出来る。是は犯罪豫防といふことも出来るものであるといふことの一例として申述べるのであります。飲酒以外に色々の犯罪の原因がありますが、其各々に就て能く研究して見ると同じやり口ではいかぬかも知れませぬが、其原因に又それ／＼の事情もあることでありますから此原因はどうすれば除くことが出来やうかと分析してそれ／＼研究したならば、遠く犯罪の原因を一つ除き二つ除きして大に豫防の効を奏することが出来やうと思ふ。大體に於て疾病豫防の今日迄著しい効を奏した如く未來に於ても尙ほ進んで此効は著しく奏することが出来るに相違ない。犯罪豫防も同じ理屈で原因的豫防法に重きを置いて其實行に怠ることがなかつたならば犯罪豫防の効果は疑ひないことゝ私は信するのである。飲酒の一例に依ても之を證することが出来ると思ふのである。其他犯罪豫防といふやうなことはさういふ永遠の考へを以て國家は盡して欲しいと思ふ。

今申したのは豫防法は醫者の方では之を原因的豫防法をいひますから犯罪の方でも犯罪の原因的豫防法といふて宜からうと思ひます。豫防法必ずしも原因的豫防法ばかりでなくして他に一つの豫防の仕方がある。極く汎く云へばそれも原因的豫防法の中に這入るかも知れませぬけれども、先づ自分の衛生に注意をして運動も能くし飲食共に注意して身體を強くする方法を講ずる。運動を能くするやうな事、或は冷水を以て身體を摩擦するといふやうな事、是は差當り何病の豫防といふやうなことでは

ないか、さういふことに注意をすれば自から身體が強壯になる。寒い思ひをしても風を引くことが少なくなる。食物の爲めに腹を毀すことも少なくなる。勉強をしても疲れ方が少なくなる。兎に角身體が強壯になる。自強の効を奏して種々の方面に利益がある。其結果が病氣を豫防する上に大に力がある此病氣の原因といふものは病毒さへあれば必ず病氣が起るといふものではない。例へば肺結核の菌が口の中鼻の中に這入つたら必ず結核患者になるかといふとさうは限らぬ。虎列刺にしても虎列刺の病毒が胃の中に這入つたら必ず虎列刺に罹るかといふたならば必ずとは限らない。身體の弱い者は罹り易く身體の丈夫の者は病毒に打勝つことが出来る。虎列刺の病毒が這入つて來ても其病毒を殺して仕舞ふやうに出来る。虎列刺細菌の方が負けて身體の方が勝つ。若し身體の方が弱いと直ちに胃の中で繁殖して遂に其人間は虎列刺病になるのである。結核にしても其通りで少しく結核細菌が這入つても肺が弱い、呼吸器が弱いと其處へくつ付いて其處で忽ちに増殖して無數の結核細菌が身體の中にあるやうになる。さうなつては却々之に抵抗することは出来ないで結核の爲めに身體の方が負ける。身體が強ければ結核なり虎列刺なり總ての病毒に打勝つことは出来る。即ち私のいふ自強的豫防法或は自衛的豫防法といつても宜い。是は病毒の原因に襲はれた時それに負けないやうに身體を鍛つて置くことが一つの豫防法であります。病氣を豫防するには原因的豫防法と自強的豫防法（或は自衛的豫防法）といふ二種の豫防法がある。兩方能く行はれて初めて完全に豫防の効を奏することが出来る。犯罪豫防にも矢張り此自強的豫防法或は自衛的豫防法が必要であらうと思ふ。即ち犯罪人となるやうな者をして身體を壯健にさせ衣食の途を與へて精神修養に大に力を盡す。さうすれば或は犯罪し易い機會に觸れることがあつても、此自強の考へ自衛の考へが強ければ其境遇の爲めに負けるといふやうなことはなくて済む。修養が乏しければつい周囲の境遇の爲めに犯罪をするに至る。茲に貧乏で金がなくして食ふに困るといふやうなことがあれば其一事で既に犯罪するに至るが、精神が堅實であれば縦

令苦しくとも餓へて死ぬるとも犯罪はせぬといふやうなこともある。故に此自強的或は自衛的犯罪豫防といふことも亦大に必要である。吾々の病氣を豫防するのに身體を強くすると同じく犯罪豫防にも是が必要である。先づ大體が斯ういふ具合に豫防するのに二種の豫防法がある。即ち原因的豫防法自強的の豫防法と此二つが病氣を豫防するのにも犯罪を豫防するのにも必要である。此點に於ても亦治病と治罪といふことの上に一致の點が確かにあると信するのであります。

次ぎには疾病の治療といふことゝ犯罪の救治といふ此二つの間にも亦一致の點が段々あります。先づ病ひを治療するには矢張り原因的治療といふことが最も必要である。今日の醫學上に於て最も重きを置く治療法は原因的治療法である。原因的治療法は最も重要なもので、根本的治療法は即ち此原因的治療法である。總ての病氣を治療するのに努めて其原因を除くことを圖るのである。極く軽い日常ある處の風引きといふやうなものでも非常に寒い思ひをして風を引く其寒いといふことが多く原因になるから、風を引いた時には寒い思をさせぬやうにする。外へは成たけ出ないやうにして暖かく首も巻き或は夜具を余計被せて兎に角暖かにして寒い風に觸れることを防ぐ。是既に原因療治である。或は冷水を余計飲んで腹を毀したといふ時には何が一番必要であるかといへば重ねて冷水を飲まぬやうにすることが、どんな薬を飲むよりも一番必要である。或は食ひ過ぎをして腹を毀すといへば食過ぎといふことを避けるが何より必要である。如何に薬を飲んでも食過ぎを續けて居つては癒へることはない。であるから過食に依て胃腸を損じた場合には過食は勿論一時は絶食もして兎に角其源を斷つて病ひを癒すのである。風引き腹毀しの如き普通の病氣でも其通りである。まして重大な傳染病の如き病源の明かに分つて居るものに就ては其原因を除くことに醫師は力を用ゐるのであります。即ち人身に害なりとして其病毒だけを撲滅することの出来るやうに工夫をする、今日では血精療法といふやとなものが發明されて「ヂフテリヤ」などに罹つて居つて病毒が身體の中に澤山發生して居るにも拘

らず血精を注射すると其身體の中に育つて居る病毒が皆此血精の爲めに撲滅される。其病毒が撲滅すればそれに依て生じた病氣は自から癒る。であるから傳染病の治療には原因療法が唯一の治療法である。其外の治療法も無論不必要ではない。例へば原因的治療法をして居る傍らに差當り熱が高いといへば熱冷しの薬を與へることもします。といふのは病毒を撲滅する前に熱が高過ぎれば其熱の爲めに危険があるといふことであります。其場合には一時の姑息的療法ではあるが熱冷しをやる。或は非常に痛みがあるといへば痛みといふことが又身體を非常に弱らせる原因になるから痛みを唯だ放つて置くことは身體の上に利益でない。患者にも非常に苦痛であるから痛みを止める治療をしますけれども併ながら此熱冷し或は痛みを止める薬は一時の苦痛、一時の危害を防ぐ治療であつて根本的の治療ではない。是は醫學上では症候療法或は對症療法といひます。原因的療法と對症的療法或は症候的療法此二つの治療法を宜い具合に組合せて緩急宜しきを得るのが最も治療の上手なのである。原因的治療法は施すから少しは痛い位構はない、熱が高くても構はないといふのは大體に於て治療法の目的は達せられませうが、患者としては余計な苦しみとせねばならぬことになる。病氣を癒し苦痛を減じてやるといふことが治療の最も當を得たものであるとすれば南方を併行するが宜い。殊に一時の危険の如きは此對症療法に依て救ふことが出来るのである。

先づさういふ具合に原因療法と症候療法とを適宜に併行して初めて効を奏することが出来るのである。之を犯罪の上に應用したならばどうであるかといへば、矢張り此二つの治療法が犯罪を矯正する上にも必要である。即ちどういふ原因から犯罪をしたか、犯罪をした原因の明瞭に分つて居る場合、原因が明瞭に分つて居れば其原因に對して救治の方法を施すといふことが最も病氣を癒すに有望であると同じ理由である。犯罪救治の方法としては是が最も良い方法であらうと思ふ。例へば飲酒の爲めに犯罪をしたといふやうな場合には兎に角犯罪人をして飲酒をさせぬやうにする。懇々と飲酒の恐るべきこ

とを説き聴かせる。監獄に居れば飲めもしませぬが、あれが規則であるといふばかりでなく事實に於て原因療法をやつて居るのである。それ故に時々私が鑑定に監獄へ参ります、吾々が鑑定する頃は半年或は一年犯罪時を經過した頃が多い。其頃には犯罪の原因となつた「アルコール」中毒は既に癒つて仕舞つて居る。犯罪を爲した原因は既に去つて居るといふことが往々ある。是は別に救治法として監獄がしたのでないけれども、監獄の規則で酒を飲ませぬといふのが取も直さず原因的療法の効を奏して居るのである。兎に角好結果を與へますから監獄を出る頃にはモウ犯罪の原因は全く去つて居る之に尙ほ原因的救治法ばかりでなく、矢張り病氣でいへば症候療法と同じやうに犯罪を救治するにも亦一種の症候療法が必要である。今日行はれて居る處の刑罰といふものは其犯罪に對して一定の刑を科する放火をすれば何々の刑に處する。窃盜をすれば何んの刑に處する。斯ういふことが刑法に依つて規定せられて居る。是が即ち一種の醫學上の治療法に比較して見ますといふと症候療法である。一種の救治法である。原因的の救治法ではない、症候療法である。或は罪に對する療法でありますから對罪療法とか罪質救治法といふやうに申して宜からうと思ひます。是も原因的療法と共に矢張り必要なのである。決して私は是が根本的でないから不必要であるとは思はない。隨分効を奏することがあるに相違ない。又其症候療法の中には唯だ懲すとか戒むるとかいふだけの効ばかりでなくて能く此方法を實行せられて居る處に於ては自強的の豫防法の効も大にある。或は症候療法としての効が大にある。例へば懲役にして一定の業務に就かして怠ることを許さぬといふのは、人間は何處に居つても唯だ遊ばせて置くといふのは良くないのであるから獄内に於ても無爲に居るとは許さぬ。身體は使ふべきものである。而も一定の職業を授けて働きをすれば相當の賃錢も與へるのである。是は社會に立つて最も必要である、常に業務に就て居るといふ良い習慣を養ふ上に必要であるから此自強的の効が大分あるに相違ない。藥でいへば強壯藥である。身體の衰弱して居る者、精神的に衰へて居る者をして自

營の途を教える良い習慣を付ける、大に精神的にも身體的にも強壯になる。是が習慣になつて居れば社會へ出て職務に就くに少しも苦痛を覺えないことになる。遊んで居る癖が付けば出て働くことが出来なくなる。大變に其處が違ふ爲めに又犯罪をすることになります。働く癖が付いて居れば獄内に於て業務に就くことを思へば娯樂で働くのは樂なものであるといふことになれば職業が苦にならぬ。であるからさういふ點に於て勞役に就くといふことは非常に有効であらうと思ふ。原因的救治法と共に此罪質救治法とか對罪療法といふやうなことが大に必要であると思ひます。併ながら此刑罰を以て唯一の犯罪を救治する方法であるといふことは斷じて私は信じてないであります。救治法の一部分に過ぎないのである。萬能では決してない。唯だ從來であれば刑法の規定に依て罪を科する、其言渡し通りを實行するといふだけのことを既に於ては各國共にして居つたから豫期した通りの効果が現はれなかつた。之に原因的の治療法が伴つたならば刑罰の効もまだ大であつたらうと思ふ。其原因的療法を缺いて單に刑罰即ち罪質療法のみを行はうとしたのであるから其効が薄かつたのであらう。監獄の效果の既に於て以外に薄い或は以外に不良な結果もあるといふのは療法其當を得なかつた結果であらうと思ふ。故に將來に於ては刑法に規定してある刑罰といふものに治罪萬能の効があるといふことは信ぜられぬ。道理上にもあるべからざることである。疾病治療の結果と照して見て疾病治療の實際を見れば刑罰は症候療法に過ぎぬものである。故に少なくとも此症候療法に當る處の對罪療法と共に原因的救治法を大に行はなければならぬ。之を行へば大に効がある。醫學上で病氣を治療する上に良い効果を見るが如く効果が現はれるのである。斯う考へなければならぬと思ふ。是は先づ原因も明瞭であり癒る見込のある病氣、改良される見込ある犯罪に就て申したのであります。併し皆癒るといふ譯には行かぬ。病氣にも原因は明瞭であるが其病氣は終身癒る見込がないといふ病氣も段々ある。犯罪にしても其通りで犯罪人となつた原因は分つて居る。けれどもそれが分つ

て居るからといふて之を改良させて元の眞人間に引戻すといふことは困難である。どうしても爲すことの見込の立たぬといふやうな犯罪人もある。それには又それに適當した處の治療法を施さなければならぬ。けれども是はモウ治療法の全効を奏することの見込のないものであります。原因的療法は其効果のない場合である。故に此患者に對しては遺憾ながら症候療法の外治療の途はない。即ち病氣は癒らぬ。併ながら時々痛みが強くなるといふことがありまして、痛の根を絶やすことは出来ないけれども、痛い時にそれを減するやうにしてやるといふ治療より外に仕方がない。食事が進まぬといへば成だけ食慾の出るやうな藥をやつて縱令一時と雖も食事の取れるやうにしてやる。是は症候療法である。之に依て全治させることは無論見込は乏しいけれども、併し全治の見込がないからといつて放つて置くことは醫師として忍びないことでありますから、症候療法、姑息療法とは知りつゝさういふ治療をする。姑息であるけれども之に優つた療法は他にない。而も幾分かの効力があるから行ふのである。併し其原因療法は斷念しなければならぬ。此癒らぬ者の中に唯だ癒らぬといふだけに止まる者と、癒らぬばかりでなく社會に對し或は患者自身に對して危害を爲す恐れのある病者とそれのない病者とある。之に依て大に患者の取扱ひ方を異にしなければならぬ。危害のない即ち周圍の人に傳染するといふやうな恐れもなく、又其病氣の爲めに自殺するといふやうな患者自身に危害を加へるやうな恐れのない者で自宅で監護しても宜しい。自宅で監護して置いたからといふて社會に何等惡の影響は與へない。又自宅に置くことが出來ぬものであれば之を廢疾院といふやうな處に容れて貧乏人であれば施療もしなければならぬ。病人の側では斯ういふ具合にする。日本にはまだ廢疾院といふものはありませぬからそれ等の點に遺憾はありますけれども、先づさういふ方針を執るが適當である。犯罪人にして原因は分つて居るが改良の見込のない犯罪人に對してはモウ原因的救治法は不治の疾病と同じく斷念しなければならぬ。之を繰返しやつた處が無駄である。無駄のことに多くの人のみを費して多くの

費用を費すことは智者のすることではない。さういふ犯罪人に對しては之を唯だ刑期が満ちて放免して世話をせずには置けば又罪を重ねる懼れがあります。是は即ち社會に危害を與へる懼れのある者である。之を豫防する手段を執るといふことが必要である。其手段は即ち危害のある病人であれば取締りのある病院に容れて監護をする。危害がなければ廢疾院に容れて託して置くといふ違ひはあります。が、犯罪人であれば即ち社會に出せば又犯罪をするに相違ない。斯ういふ者を社會に放つといふことは危険な病人を社會に放つて監護せぬのと同じで、即ち病人でいへば危険なる精神病者を社會に放つて監護せぬのと同じで、又社會に色々の害を與へる。唯食へないから盗みをするといふのではなくして窃盗もすれば放火もする、殺人もする強姦もする。有らゆる犯罪をするやうになるからどうしても犯罪をせぬやうに防ぐとをしなければならぬ。故に改良の見込のない犯罪人は縱令原因は分つて居つても原因療法は無効であるからモウ終身是は癒らぬ者としてそれ相當の取扱ひ方法を設けなければならぬ。然らば如何にすれば宜いかといへば即ち精神病者を容れるに精神病院が必要である如く、斯の如き犯罪人で刑期が満つれば既に罪人ではありませぬけれども、尙ほ罪人となることを防ぐには之に對する豫防の方法として即ち此免因を保護する場所がなければならぬ。此免因保護の場所には色々の異つた場所が必要であつて一樣では効が薄いと思ふ。危険の恐れのあるやうな者は充分取締りのある免因保護院でなければならぬ。食ふことさへ出來れば危険でないといふ者であれば是は余り嚴重な取締法は要らない。食物を與へる途さへあれば職業も相當にする。故に業を授け賃錢を取らせて食ふことの世話をしやりさへすれば宜いのである。それであるから丁度此危険のある病人は其やうに取締のある特別の設備ある病院を撰んで容れる。其危険のない病人ならば自宅で宜し普通の病院でも宜いとなる。是は犯罪人に就ては其危険の程度如何に依て取扱ひを異にする處の免因保護院が必要である。或は精神病の爲めに犯罪をするといふやうなのは普通精神病院に容れるか特別の犯罪をした精神病者

だけを容れるやうな處を設ければそれはそれで又別にする。要するに治療をするにも色々の病院が任用である。色々の専門家が必要であると同じく犯罪した者の再犯を防ぐ其免因保護の場所は均しく免因保護の場所であるが、一樣では充分な効を奏することが出来ぬ。といふものは病氣に色々の種類の違つた専門的病院が任用であると同じく犯罪人に對しても色々の設備の違つた免因保護院が必要であるといふことを考へられやうと思ふ。さういふ傾向は實際に於て各國に現はれつゝあるので、即ち小兒の犯罪人に對しては兒童裁判所といふものが出来るのは恰も醫學の中に小兒科のあるのと似たやうなものである。又精神上に異常があつて犯罪をする者を扱ふには特別な場所例へばモアビートの犯罪人を收容する處がある。日本でも巢鴨の監獄の一部分には精神病者だけを收容するといふやうに矢張り其専門的に其犯罪人の種類に依て同類を集めて専門的に取扱ふ。又婦人と男子と分けるとか色々異つた免因保護の場所を設けて、さうしてそれに適當した取扱ひをすれば病氣でいへば一時の痛みとか熱を治療すると同じで、さういふ處に於て動もすると犯罪をしやうといふ傾向はありませうが、それは色々説諭をし或は叱責して症候療法を施して其徴候に對した取扱ひをして犯罪に至らしめぬやうに努める。斯の如き専門家の免因保護院を澤山造るには澤山の費用が要るが此免因保護院に居る者は必ずしも徒然居るのではなくして作業に従事させることも出来るから是れは良民と同じに一定の仕事を負ふてそれに就かせば収入も得られる。普通の病院に於ても入院料を取つて入院させると同じく様子は少し違ふけれども、作業をさせて稼がせて社會に害のないやうに本人の爲めになるやうに世話をする處であるからマア作業になる収入は病院でいへば入院料を拂ふと同じと見て宜いと思ふ。必ずしも全部やるには及ばぬ。それ等の點に於ては病人を扱ふよりも色々便宜のともあらうと思ふ。収入の途も圖れる。汎く國家の累を爲すことの少ないやうに努めて尙ほ及ばぬ處は國家が補助して免因保護の目的を達するやうに、是は縱令國家が幾分の補助をしても其費す處の金額を犯罪を豫防して社會の

損害を免れることに依て得る利益と差引をしたらば損はない、餘程利得のいくものであると思ふ。病人にしてもさういふ具合にして治療をして世話をしてやれば幾分か持出しになるやうな費用の足らぬといふやうなことも一方にはあるが、一方には生産力を減ずることを防ぐから國家の上から見れば利益である。是等の點に就ても疾病と犯罪との間には似た處がある。

斯の如く段々に犯罪と疾病との關係、疾病の原因と犯罪の原因との關係、犯罪豫防と疾病豫防の關係、疾病の治療法と犯罪の救治法の關係、何れにしても同じ原則に依て同じやうな良い効果を得るこゝとが出来るとあらうと思ひます。私は唯だ監獄の當局者でありませぬから自ら實行した經驗を申すのではないので、或は當らぬ點があるかも知れませぬが、醫學上の實際を以て此犯罪取扱ひの如何に比較して見ると同じ理窟でいかなければならぬ、いけさうなものであると斯う思ふのであります。此私の考へが大なる過ちのないものとすれば將來に於ける治罪の方法といふものは現時に於ける治病の方法及と同じ方法に依つたならば今日よりも大なる効果を收めることが出来るであらうかと思ふ。即ち原因的豫防及び原因的救治といふことを治罪の上に大に行つて欲しいと思ふのであります。斯の如き治罪上の良法はなからうと思ふ。最良なる刑事政策は即ち最良なる社會政策であると申されるところに以尙ほ細かく其一々に就てお話ししたならば、斯の如き結論をする理由が今一層明瞭にお分りにならうかとも思ひますけれども、今日は其細かいことを一々申すの時間がありませぬからそれは今日は申しませぬが、大體に於て原因的豫防救治といふことに將來大に力を盡すといふことは兎に角刑事政策及び社會政策として必要なことである。又社會政策の最良なるものは則ち刑事政策の最良なるものである。刑事政策と社會政策は目的は違ふけれども行ふ實際の方法、殊に目前の豫防法救治法でなくして遠く効果を豫期する處の方法に至つては全く二者一致するのでありますから、どうか諸君は刑事政策の

方に御關係の方でありますが、此刑事政策上最も有効な方法は又社會政策として有効でありますから進んで此方法を成べく早く成べく充分に行はれるやうに御配慮を願ひたいのであります。

○幼年者と音楽

横濱監獄 典獄 坪 井 直 彦 君

諸君の清聴に達する程の事でもないのですが、小田原の幼年監のことに就て話して見たいといふ考で、諸君の清聴を汚すだけの價值は無論ありませんけれども、一言御話しやうと思ひます。

小田原分監は御存じの方も澤山ありませうが、元は懲治人だけを收容した處でありまして、それを今度幼年監に變へるに就きまして、一昨年来多少の模様換へに着手して、それが爲めに一時懲治人は悉く本監へ引取つて、殆ど空明きにする、其後昨年の五月に初めて多少の改築工事を完成したが爲めに、それから十八歳未満の幼年者を收容することにして居るのであります。此十八歳未満の幼年者は其當時は横濱に出来たものと静岡監獄に出来たものを容れることにして居りまして、其後東京監獄から受けることになつたのであります。それで現に收容して居る處の人員は百六十二名居ります。其外に本監の方にも十八歳未満として處遇する者が八十六名居ります。先づ小田原は純然たる幼年監とする積りで成たけ幼年處遇を以て其者の感化矯正を期するといふ積りであるのですから、初めの間は能ふべくだけ純良な者で感化し易い者を撰つて容れ來つたのであります。其處遇方法に就ては殊更ら申上げることもありませぬが、兎に角嚴格なる規律を以て規律ある動作をさせて身體の發育を専らとし兼ねて矯正をする覺悟で、今着手して居るのであります。ところが昨年の秋頃他所の監獄には或はなにか知らぬと思ふことを一つ始めて見たのであります。それは良いか惡いかまだ私に確たる斷定は出

來ませぬ。又諸君に向つて茲にお話をして御批判を得御教授を願うと思つて居るのは此一事でございます。彼等不良少年は兎に角身體が悪いのでありますから、身體の悪い者若くは入監當時規律に馴致せぬ者は多くは體育を第一として所謂體操を専らとして、暑い時も寒い時も跳で調練をし、一定して、今度作業に就け若くは學校教育をするといふことにしてあるのであります。日中に於ては随分勞働をさせ身體の鍛へ方に力を盡して居るのであります。さういふ風にやつて來て居る處が如何にも無趣味で乾燥冷淡のやうな感じもあるのです、何か一つ調和して多少の緩和する處の材料はないか知らんといふ考へは豫て有つて居つたのであります。其考へのある處へ現局長谷田閣下が歐羅巴のお話をなさるのを伺ひまして是は誠に良いことであると考へ付いて始めたこととであります。それは局長閣下のお話には歐羅巴の或る監獄へ行つて見ると夜る寢る時分に樂器を用ひて讚美歌を歌ひ、其讚美歌を歌ふ時は全囚極めて靜肅に極めて尊くそれを聴いてさうして寢に就く、其樂器の音なり讚美歌の聲は實に自分が音樂の嗜みは左程ないけれども感心したことであるといふお話であつた。如何にも私は其お話を聴いて面白い話である。一般の囚人は兎も角も幼年者に對しては是は或は一つの慰安を與へ即ち日中に於ける嚴重なる規律動作或は腦を悩ました學科の慰めとなるであらう。取り敢へず始めて見やうといふ考へを起しまして十月の一日から先づ其方法を眞似たのであります。ところが樂器と申しても先づ「オルガン」であります。是は幸ひに以前懲治場の時分に祭日其他の時に使つた物で「オルガン」が備へてある。樂器はそれで宜いが其歌はどんなものをやらせるか、宗教心のない者に向つて讚美歌といふことは無論面白くない、其他普通の唱歌もどんなものをやつて宜いか、是が取捨には大に苦んだのであります。それで色々教師教師其他の人にも相談して見てあれや是かと選擇に力を盡して先づ初めの中であるから長多い話であるが皇后陛下の御製の詩かすば玉の光りといふのが有る。

それにしたらどうであらうかといふことで先づ之を試みにやることにしてやり來つて居りますが、其方法は毎晩夜業をするのが八時半迄であります。是は小田原分監のみならず横濱監獄に於いても夜寝に就くといふのは四季を通じて九時に決めてありまして、八時半迄は日の長短に拘らず夜業をするになつて居ります。それで先づ八時半に夜業を仕舞つて其處を片付けて手を洗はせて居ると丁度十分位経つて八時四十分頃になると、豫て行狀の良い學術の良い幼年囚を五名乃至七名撰んで置いて其者を各房から引出して階上の或る一室、それは丁度二階の監房の真ん中に個人訓諭室がある。其處へ連れて行くと同時に或る一人が氣を付けの喇叭を吹く。其喇叭を吹くと全監一齋に各房扉の前に姿勢を正しく起立して待つて居る。其喇叭が止むと「オルガン」を弾いて唯今の歌を二遍だけ合唱するのであります。其姿勢を正して起立をさせて置く間に或は中には動作の悪い者がないか、若くは其際に姿勢を悪くしたり眠つたり或は坐つたりする者がないかといふことに就て注意しまして、さういふことがあつてはお歌に對しても失禮になり、又さういふことをして却つて害があつては困るといふので常に忍ばせて監視をさせて置いたのであります。それは今以て致して居りますが、草履を穿かせて各房へ音のせぬやうにしてどういふ姿勢で歌を歌ふかを觀察して彼等の様子を窺つて居る。ところが施行してから今日迄殆ど百日になります。其結果が先づ良いと思はれるので、今日迄其唱歌を歌ふ間に姿勢を崩したり或は不敬に亘るやうな風をしたり或は話をする者は一人もありませぬ。而して彼等がさう謹聴をし若し心にそれが沁込むやうな考へがあるか、彼等がどういふ考へを以て聴いて居らうかといふことを調べて見ました。さうすると案外面白い結果を得たので之を一つ諸君にお謀りして御高教を仰がうと思ふのであります。唯今居る百六十二人の者に對してどういふ考へを以て晩の歌を聴いて寝るかといふとの問題に對して筆答をさせたのであります。其中に筆答を能くせぬ者が十四五人も居りましたか、其者に就ては教師から聞かせたのであります。それを今百分比にして見ますと、就寝

前の歌を聴いてそれが爲めに能く眠られるといふのとそれが爲めに眠られぬといふ者があります。又或る者は眠ることも眠れぬこともない。何んといふ感じもないといふ者もある。其又三つの中で能く眠れる者といふ方の一つは精神が爽になつて晝思ふことや晝色々常に考へて居ることがスウツトなつて仕舞つて心持が良く眠れるといふ者が百人に就て四十六人八分であります。それから唯だ氣分が静かになつて落着いて眠れるといふ者が十四人五分、それから眠れないといふのはどうもあゝいふ歌を聴き「オルガン」の音を聴くと父母のことを聯想する爲めにどうしても眠れないといふのが十人四分あります。モウ一つ眠られぬ者の中で歌の言葉が實に有難くて自分の前非を悔ゆる念が起きてどうして斯ういふ處へ來たらうかといふことを後悔する爲めに充分眠られぬといふ者が十二人五分ある。それから眠ることに關係のないといふ者の中で少しも感動せぬといふのが八人一分ある。多少は感ずるが眠りには一向關係がないといふ者が八人三分、斯ういふ結果になつて居りますが、併し是は唯だ彼等に對する問題が眠れるか眠られぬかどんな感じかといふ問ひに對する答案であります。此中で感じがないといふのは重に年の少ない十五歳未満の者に多いやうであります。之を以て又碌に眠られぬといふやうなことでは却つて面白くない話であると思ひまして、其後又眠られぬといふ者に就て能く聞かして見ますと多くの者は其眠られぬといふのは唯だ一時の考へであつて何時か眠りはする。けれども其歌を聴くと何んだか恐れが出て自分の今日の境遇を恐る爲めに五分か十分か眠りが遅いのであるといふので安心を致しましたが、斯ういふ子供の感想になつて居るのであります。それで此音楽といふものは私も少しも趣味がなし何やら分らぬ人間でありますが、自分に巡視して行つて其模様を見、又一人で獨居室へ這入つて居つてジツトそれを聴いて居ると唯だ一度か二度でありますか如何にも自分の心の中が爽になつて何んだか色々の邪念を拂ふやうな氣がして清々しますから、彼等に於ても多分さうではないかといふ感じを有つて居ります。是は又音樂の嗜みある者なり其他やる方法に依て

は更らに良い結果を現すかも知れませぬ。今日迄は斯ういふ風であります。是が將來どういふ害を残すかも知れませぬけれども、先づ近頃思ひ立つて始めたことであつて諸君にお話して御意見も承りたいと思ふだけのことを述べて時間を塞いだ譯であります。

寄

書

○典獄登用の門戸を開放し試験制度を執るべき議

石井光美稿

香餌の在る所は魚族の集る處なる理由を解するものは監獄改良を策するには俊才後進の士を優遇して之を招致することを忘るべからず優遇とは何ぞや曰く官等を高むるに在り俸給令を改正するに在るなり此聲已に久しく吾が監獄界に充滿せるを認む然れども如何に時代の要求なりと雖も其人物を撰良せずして單に優遇を與ふるも邊かに舊型を脱して別人の如き働きを爲すものにあらざるや論なきなり典獄の官等や俸給令が特別任用以外の官吏と比肩し得ざるは主として典獄の事務が特別の技倆を要する爲め特別任用に重きを置かれたるにあらすして寧ろ高等官たるの資格なき爲め特別任用するものなりと云ふ點に在りとせば監獄官吏の威信望の揚らざる世間が視て以て餘り尊重せざるの理由の一斑も亦之を解するに難からざるなり由來監獄なるものは實質上世人の厭忌して景望せざる地位に立てり是れ古來制度上之を卑視したる傾ありて因襲の久しき容易に脱却すべきにあらざるも監獄官吏の威信の輕重は人爲的に之を高下し得るものなるや亦論なき處なり顧みれば往年典獄が判任官たりし時と今

日奏任とせられたる時とを比較せば孰れか世間の信用を高めたるかは敢て言を俟たざるなり固より制度組織の改良進歩は與りて力ありと雖ども此の進歩發達を促す原動力とも云ふべきは典獄の位置待遇を高めたるが基礎を爲せしや自明の理なりとす

昔時監獄が内務省に屬したりし時警保局に監獄課なるものありて警察課と對峙し明治三十二年三月文官任用令發布まで双方とも即ち警部長典獄は同じく特別任用の制を執りしが同令の出づると共に警察は特別任用の途を鎖して資格制度を執り以て廣く人材を招致せり警察事務亦特種の經驗と技倆を要するは敢て監獄に劣ることなしとせば監獄亦此時に於て英斷を以て資格登用の途を開き對等の地歩を占むべきにあらすや事茲に出づる能はざりしは蓋し各種の事情に基因するものあるべしと雖ども其當時已に警察に重きを置き監獄を輕視せるの痕跡あるを認め得べきなり年を経ること僅かに一年明治三十三年七月監獄が内務省の管轄を離れて司法省に移ると同時更に英斷一番典獄登用の方針を改良すべかりしに再び機會を逸して因循今日に及べるは寔に遺憾とする處にして官等や俸給令等に於て對等の待遇を得ざる原因亦茲に胚胎するを奈何せん監獄既に司法省に屬し刑の執行を嚴明にして刑罰の目的を達せんとするか刑の執行は司法行政中最終の手段にして所謂有終の美を濟すべき機關にあらすや而して此の機關は以上の目的を達すべき最大重要なものとす果して然らば他の司法官と同様に大に撰良を加へ高等の科學を修め斯道に經驗あるものを任用し其待遇亦他の司法官と偏重偏輕する所あるべからず之を以て是れを觀れば典獄登用の門戸を開放し試験制度を執るべき時期を逸したること既に久しと雖ども今日尙は後れたりとて踟躇すべきにあらす是れ余の不敏を顧みずして將來監獄界の爲め絶叫呼號せんとする所なり

明治三十三年司法省へ監獄が主管換となりし當時警部長の年齢と典獄の年齢を對比せる好事家あり其當時の計算に據れば各典獄の年齢の平均は各府縣警部長の年齢に比し四五歳弱なることを證言せり

而して明治三十六年四月現在の典獄平均年齢は滿四十七歳なれば其二三年前も大差なかりしを推知すると共に警部長の平均年齢が五十一二歳なりしを知るに難からず然るに其後約十年を経過し明治四十四年十二月現在の典獄平均年齢を調査するに滿五十二歳と云ふ數を得るに至つては聊か撞若失望せざるを得ず之に反して警察は任用令實施と共に漸次老朽を淘汰し代ゆるに新進有爲の人物を以てし而も多くは之を大學出身に取りたるの結果典獄が老境に入るに反して一方は元氣旺盛の人物を以て充たされたり現在の平均年齢を詳悉し得ざるも多く積るも四十四五歳に出でざるべきを信ず方今官海に老朽者ありとせば若朽者亦なしと謂ふべからず白髮童眼意氣壯者を凌ぐものは固より斯界の珍とすべきもの此の老練圓熟の人が監獄界に充滿するは吾人の希望し且つ欽榮とする所なるも全體より云ふときは生理上老者より壯者が健全にして功を樹つるに於て有望なるは今更言を費すことを要せざる次第なりとす余は固より學士の稱號に過大の垂涎を爲すものにあらずるも世には鬼に金棒と云ふ譬あつて科學の修業を積みたるものが實驗に富むとせば是れ以上の強味はあるまじく吾が監獄界に貢獻する所の力も亦從つて強大なるものあるを信するものなり

去りながら監獄行政のこと複雑にして繁難なること他の諸官廳事務に比すべくもあらず社會百般の事物は悉く別天地なる一區域内に集收せられ生兒の命名より死亡者の入棺に至るまで人間畢生間に出席すべき事物のあらゆるものを網羅して殘す所なし其執る所の事務は病院あり學校あり寺院あり勞作あり育兒院に類するものあれば救貧院に類するものあれば懲戒場たること勿論なり少きは數百人より多きは二千有餘の大々的家族團を爲す地域に於て日々發生する事故のみ決して尠しとせず且つ裁判の一部より警察の事務戸籍役場の事務の一部を己が本領たる監獄固有の事務に配合して各人各個の身上を調査し之を懲懲し之を感化し國家有用の民に復歸せしむるもの寧ぞ能く黃口白面の人違かに之を料理鹽梅することを得んや此の種の事情は典獄登用資格を局限せる一面の理由

たるものありしを疑ふべからざるなり斯の如く典獄の資格は他の一般官吏の資格と大に其素質を別異するの必要あるや亦論なき所なりとす果して然らば之を如何にせば可なりやと云ふに余の考案素と具體的にあらずと雖も試に所信の大綱を摘記せば左の如し

一、登用試験科目としては憲法、行政法、監獄法、會計法、刑法、刑事訴訟法、倫理學、衛生學、生理學の大要、社會學、教育學、英文等とす但し英文は當分隨意科目とするも可ならんか

一、受験資格としては身體強壯にして年齢二十五歳以上四十五歳未満を適當とす

監獄官吏は看守長監獄醫教誨師等の職を奉じ滿五年以上實務に従事し月俸參拾圓以上を受くるもの

前項以外の者は中學校又は之と同等以上の學校を卒業したるもの（破廉耻罪に觸れたることなきもの）

一、試験合格者にして監獄の實務に經驗なきものは三年間無給試補として奏任待遇を以て實務を見習はしめ事務に熟するときは課所長又は分監長に任命し相當の俸給を支給し缺員を待つて典獄に登用す

監獄官吏にして試験に合格せしものは直に試補として奏任待遇と爲し課所長又は分監長に任命し缺員を待つて典獄に登用す

大體刑陳の如き方法に據るときは經費上に何等障害を及ぼさずして實益を收め得らるべく從つて典獄の價值も亦世間に公認せられ年壯氣銳の者嶄新の思想を以て斯道に貢獻すとせば功績の顯著なるものあるや期して待つべきなり凡そ政治は大小となく人心を新にして沈淪せる意氣を醒覺するに在りとす今や後進の者血湧き肉躍るの概あるも登るに龍門なく風雲の乗すべきものなしとせば目から元氣を沮喪して孤蛇の穴なきを嘆息し識らず知らず一種の道樂に耽り講學研鑽の勇氣を没却するものは青雲

の志を抱くも用ゆる機會なきに職由せずんばあらず斯の如くして年々監獄協會に於て巨費を投じて人物を養成せんとするも漸次に人物の下劣を來し所期を達するに於て遅々たるの狀あるは亦止を得ざるの情勢たらすんばあらず是れ監獄の爲め一大損失たるにあらずや監獄全體の損失は人心をして萎靡不振ならしむるより大なるはなし若し夫れ前述の方法を執るときは監獄協會の方針と相俟つて隆々として人心勃興し勤めずして自ら進むの盛況を見るを得べく監獄の改良進歩に資するもの蓋し尠少ならざるべきを信ず余や典獄の職に在ること十有餘年身は既に老境に入り所謂老境を以て指目せらるる者に拘はらず敢て此言を爲すもの豈に一身の利害得喪を顧みるに遑あらんや井蛙の管見賢明なる當局者の取捨する所となれば幸甚

監獄衛生

○監獄衛生雜感 (其三)

金澤石崎貧樂生

(三〇二) 文明と精神病との關係 Tambisini.

各世代に於ける人類の精神の發達を歴史的に綜覽し且文明の進歩を研究し來るならば社會の進歩と精神病者の増加との關係は存して居らぬ事を見るであらう、而して古くは神秘的、妖魔的色彩を帶んで居た精神病は漸次變遷して現今では寧ろ人間的の彩態を採る様になつた即ち時代の社會的科學的思想を反映せしむる様になつた、又精神病の流行的性質は全く熄んだ、曾てはかゝる流行か全市民を冒し

た事があるが今は精神障礙は殆ど各個人に限られて居る世紀の疾病と迄呼ばれた「ヒステリー」ですら昔は流行性空型を示した事もあるが今は然かく汎くはない、次いで著者は現今でも野蠻で文化の域に達して居らぬ人民と文明國民に於ける忘想の型式や傳播を比較して居るが之に依て見るも文明國民が特に精神病に罹り易い性質を帶びて居るとは限らない、却て文明の程度の低い人民に流行性に精神病の表はるゝを認める反之文明國民には流行性精神病は漸次減退の傾向を示して居る

今日迄の統計の示すところでは文明國民に精神病が増加しつゝあるといふ結論を得る事は出來ぬ精神病院に收容さるゝ數が著しく増加して居る事は他の原因に基くのである看護せらるゝ精神病者數の増加は文明國民に精神病者が増加して居るといふ證據にはならぬ現今の近世的、社交的な複雑なる生活や劇甚なる生存競争が思索家や爾他一般の國民の腦を疲勞させ神經性困憊の傳播に干與して居るのは認むるか併し此等の事か精神病の唯一の或は重要な原因でない事も聲言しなければならぬ又文明の產物ではなくして文明とは反對側に立つもので又全力を擧げて撲滅しなければならぬもので精神病の原因をなすものがある此中に擧ぐべきは中毒殊に酒精、傳染病、微毒、ラテン民族に於ける「ペラケラ」である、かゝる精神病の原因を除き個人並に子孫に對する破潰作用を除かんとするのは寧ろ文明の職責である文明が科學の力を藉りて疾病を擊退せんとする努力は既に一定の効果を收めて居る今は精神病を如何にして豫防すべきかを講究すべき時である精神病の傳播は必しも恐るべきではない、最重要なる問題は原因を討究し以て之を未發に防ぐにある、

(三〇三) 婦人犯罪者の心理に就て Tassny.

成熟した女子の身體的並に精神的活動に於て一として色情的關係の無い部分は無いたいふウルフ・エ・ワッセンの説と婦人の愛は母たる (Muttersehnsucht) 性格に續發したるものに外ならないといふロムプ・ローズ及びフ・エ・ロンブロー・フェルロの主張とを並べて研究した著者は個々の婦人犯罪行為を種に

次の事を證明した時に嫉妬又は復讐が主となる事もあるし時に犯罪の原因或は行爲の種類に女子の義務心又は特性の暴露するのを認める事もあるけれども何れも此等の犯罪によりて女子の本性が發揮して居るといふ、

(三〇四) 古代刑典と精神病 杉江醫學士は本題に付徳川幕府時代に精神病患者の犯罪に關する刑法が徳川百ヶ條と稱する當時の法律といふべきものに條文が乘せてある其當時精神病患者を「亂心」と稱して其犯罪を或は減刑し或は罰しなかつたか其當時の道德的觀念が今日と違ふ丈け興味がある演者は其刑法を以て處罰したる實例を述べて居る

(三〇五) 好訴病に就て 吳博士は精神病科談話會に於て本患者を供覽して曰く好訴病は偏執病の代表者とも云ふべき疾病である忘想性癡呆に似て之と智力の衰弱なきを異にするものである本病は比較的稀に見るもので興味の多いものである

患者は五十二歳の男子にして北海道のものである姦通せる妻及び自分の職業に妨害を與へ損害を與ふるもの數人を被告として郷里の警察に訴へ區裁判所より控訴院迄告訴したか何時も棄却された被告が代書人の方へ手を廻して告訴狀を常に被告に不利益なる様書くものであると云つて居る遂に大審院に告訴したか裁判かないので上京して自ら司法省に行つた爲めに警察署より精神病患者として病院に送られたものである云々

(三〇六) 又た三宅(鑛一)博士は浮浪者は外國に於て一定の收容所に收容せられたものである先年バーデンの收容所に於ける浮浪者を調査すると(一)意志の先天性薄弱なるもの、(二)意志の後天性薄弱なるもの、(三)意志の永續せずして疲勞し易きもの等がある茲に供覽する患者は(一)早發性癡呆の中其症狀の甚だしからざるもの及び(二)慢性神經衰弱にして意志の薄弱なるもの、二例である

第一例、三十六歳の男子普通の人より感情が鈍く婦人に關したることを平氣に語り病院にあるも亦

た茫然として動かない元氣なく慾望なく意思薄弱となりたるものである併し智力は左程不足でない元來浮浪者には中等度の癡愚が多くある斯の如きものは數の觀念、色の觀念、方向及び時等の概念に乏しい普通の七歳から十歳位迄の小兒の智力と同じきものである之に次ぐものは早發性癡呆の輕きもの此患者に於ても然うである患者の既往症を見ると情慾亢進し金錢を浪費し食物を盗み陰部を露出したことがある斯るものは興奮を極期とすれば現在の狀態は意思の缺損を残したる治癒と云ふべきである之が全快せされば癡呆狀態に陥るが今は中等症の治癒と見るも亦病氣が進行して茫然となりたるものと見るも差支がない斯る患者は浮浪に多いのであらう、

第二例、三十七歳の男子十九歳頃より神經衰弱症狀を呈し五年前より仕事が出来なくなり昨年五月より全く仕事が出来なくなつた一見茫然たる所がないが現在患者は寫字を内職として居るが十分に出來ないのである此患者には精神病患者の如き興奮病的行爲がなく作業不能の他に心氣性念慮ありて病氣が重いと考ふるものである斯く神經衰弱の爲めに失業して浮浪の徒となるものが多いのであらう、以上その他鬱憂病、動脈硬化症、外傷性神經病等にも作業力不能となり失業するものが多くなる救済法として獨り身體的疾病あるものを收容するのみならず斯る患者も收容する方法が必要である斯る收容所の早く設立せられんことを望む、

(三〇七) 賣娼婦刑法 Schmolder

長年賣淫の問題に關し學問的に研究し來り豊富なる材料を有せり而して獨逸改正刑法草案には次の規定あり

賣淫を業とする婦人にして衛生取締規則に違反したるものは處罰せらるる其の取締規則は聯邦會議に於て之を決議す

著者は之れが改正を唱へ次の如く規定せんことを提言し居れり

賣淫を業とする婦人にして、一、公然猥褻行為に出である場合、二、窃盜及び他の犯罪人に通せる場合、三、傳染病に罹り居る場合は醫師の治療を受け居ることの證明なき場合に限り處罰す可し

又賣淫婦の住所問題に關しても現行法律にては勝手に居住することを得ず如何となれば賣淫婦を寄食せしむる時は賣淫婦周旋業者と見做さるゝことになり居れり改正草案にては之を次の如く規定せり

賣淫婦より不當の利益を得るを目的とせざる場合は此の限りにあらず
著者は之に反し次の如く提言し居れり

警察規則に反し賣淫に關し營利を目的として客止を常業とせるものは處罰すべし
(三〇八) 警察と賣淫婦 Wolgentorf.

賣淫婦研究の問題は實に廣汎のものにして本論文の如く只「警察と賣淫婦」と謂へる題目の下には到底充分に論及し盡すことは不可能の如く思はる實にマルチン、ルーテルは賣淫婦を「有毒なる秘密」(Giftige Geheimnis)と唱へたる程にして之れに關する警察法規も繁多にして之れが充分の解明を與ふることは困難なり而るに著者の本論文に於ては能く賣淫婦に關する警察法規の沿革及び説明を與へ尙ほ之れに關する諸種の問題を引用して風俗警察上の實際問題に適切な解明を與へ居れり本論文は刑事學者及び醫家の共に歡迎する所にして賣淫婦問題の研究には極めて必要の貢獻をなすものと謂ふべし、

(三〇九) メンデル氏則に照せる精神病の遺傳 canon and Bosanoff.

精神病遺傳の實際殊に神經病的素質が健康素質の影響を受ける有様を觀察すれば其可成よくメンデル氏則に一致することが分る即兩親が病的素質を有つて居る場合には生兒と皆病的素質を有つて生れ

て來る若し兩親の中一人が病的素質を有つて他の一人は健康であるが併し祖先病的素質のある場合には生れる子供の半數は病的で半數は健康である併し是等の健康な子供でも其子孫には親の病的素質を取次ぐことがある

若し兩親の中一人が病的素質を以て他の一人は健康な祖先から生れた健康人である場合には生れる子供は皆健康であるが其子孫には病的素質の再び現はれることがある兩親が皆健康であるが併し双方分の二は健康であるが子孫には病的素質を以て生れる兩親があつて且つ子孫にも何等の累を遺さない四素質があれば此兒は全部健康であるが其半數は子孫に病的素質を傳へるものである兩親が共に健康的祖先から出た健康者であれば生兒が皆健康で後裔も皆健康であると言ふ迄もない、
(三一〇) 心理學的検査器械

監獄に於ても心理器械の必要を認めることは謂ふ迄もないが今日迄餘り其話を耳にせぬのである近頃某特別監獄に買入れらるゝ拷問を聞いたか果して如何なる器械を設備せらるゝであらうか、精神機能の診査に就いては其検査に使ふ機械がある其一二を舉ぐれば Müller 氏の記憶検査用廻轉器にして之は領會力を検査するに用ふるものである次に Funzi 氏の彈力馳射器にして之も領會力を計測するものである次に墜落タキストスコープ Wand's も亦た領會能力の良否を知るものである次に Wirth 氏の記憶計は記録力の良否を測定するものなり又た Emschling 氏の記憶計は記憶聯想領會を測る用に立つものであるか之は別に「メタロノム」と「モールス」壓定器を要するのである又たクレベリン氏の文字秤あり之は字を書く時の速力壓力を検する爲に用ふるものなりと云ふ、

(三一一) 心理學的検査法 sommer, 氏は本題に就いて演説せる其一節に曰く
個性心理學は發病前の精神狀態を調べて或る概念に到着しやうとするもので其一派として精神病學

(△減)

刑事被告人	受刑者	勞役場留置者	懲治人	携帶兒	總計	監獄	留置場	備考	英吉利國	北米合衆國	葡西牙	露亞	丁抹
四、三九六	五七、五三五	九五六	一	四〇	六二、二〇五	七二三	六二、九二八	內朝鮮人刑事被告人男三人、受刑者男二二人アリ	男	男	男	男	男
四〇五	三、〇九二	一一一	二九	二九	三、四八二	一五五	三、六三七	本表中外國人ナリ國籍ニヨリ區別スレハ左ノ如シ	男	男	男	男	男
計	四、八〇一	六〇、六二七	一、〇六七	一	六五、六八七	八七八	六六、五六五	刑事被告人	六	一	一	一	一
前月末日	五、二六八	六一、九八一	一、一四九	一	六五、五〇三	九八一	六八、四八四	受刑者	三八	三	一	二	四
前年同月	六、一七八	六四、〇七七	一、二一五	三一	七〇、七六五	八一八	七一、五八三	計	四四	三	一	二	四
前月比較	四六七	一、三五四	八二	〇	一六	一〇三	一、九一九	增	△	△	△	△	△
前年比較	一、三七七	三、四五〇	一四八	三〇	一三	五、〇七八	五、〇一八	減	△	△	△	△	△

第十二卷第二號

明治四十四年十二月末日現在受刑者罪名表

(△減)

罪名	男	女	計	前月末日現在	前年同月末日現在	前月比較	前年比較	本月中ノ新受刑者	前月比較
強盜	二七、四〇三	一、二七九	二八、六八二	二八、六三一	二八、六四四	五一	三八	一九一三	一九〇
賭博及ニ富籤	三、二八六	一一	三、二九七	三、三七二	三、五六八	七五	二七一	七八	四五
詐欺及ヒ恐喝	四、〇四三	一三八	四、一八一	四、〇七四	四、九五八	一〇七	七七七	八二五	二〇六
模範物ニ關ス	七、三三二	二六一	七、五九三	七、七四四	七、五一四	一一一	七九	六一八	三九
竊物ニ關ス	二、九五六	七六	三、〇三二	三、一九六	三、一八七	一六四	一五五	三三六	三四
毀壞及ヒ隱匿	六九〇	七二	七六二	八一〇	九二八	四八	一六六	六六	三八
文書、有價證券	八九	一	九〇	九六	一二四	七	一六六	五	三
偽造、有價證券	三九五	九	四〇四	四七六	五七〇	七二	一六六	六	三
偽造、偽造	一、八〇一	六〇	一、八六一	二、〇三〇	二、一九九	一六九	一三八	一五三	一二
偽證及ヒ誣告	二五六	一	二五七	二九六	四四四	三九	一八七	二	三
偽證及ヒ誣告	一五四	四	一五八	一五〇	一六九	八	一一	三三	五
偽證及ヒ誣告	九〇	一	九〇	九三	九三	三	三	七	一
偽證及ヒ誣告	三八九	三〇	四一九	四五一	四六六	三二	四七	二七	六
偽證及ヒ誣告	一、九七三	三三	二、〇〇六	二、一八八	二、五四一	一八二	五三五	一四八	三三
偽證及ヒ誣告	二、五九四	二〇四	二、七九八	二、九八八	三、二〇二	一九〇	四〇四	八〇	二二
偽證及ヒ誣告	五八	一六八	二二九	二九八	三六六	七三	一四〇	七	四
偽證及ヒ誣告	二五	八	三三	三三	三〇	一	三	二	一

統計

罪名	男	女	計	前月末日現在	前年同月末日現在	前月比較	前年比較	本月中ノ新受刑者	前月比較
強盜	二七、四〇三	一、二七九	二八、六八二	二八、六三一	二八、六四四	五一	三八	一九一三	一九〇
賭博及ニ富籤	三、二八六	一一	三、二九七	三、三七二	三、五六八	七五	二七一	七八	四五
詐欺及ヒ恐喝	四、〇四三	一三八	四、一八一	四、〇七四	四、九五八	一〇七	七七七	八二五	二〇六
模範物ニ關ス	七、三三二	二六一	七、五九三	七、七四四	七、五一四	一一一	七九	六一八	三九
竊物ニ關ス	二、九五六	七六	三、〇三二	三、一九六	三、一八七	一六四	一五五	三三六	三四
毀壞及ヒ隱匿	六九〇	七二	七六二	八一〇	九二八	四八	一六六	六六	三八
文書、有價證券	八九	一	九〇	九六	一二四	七	一六六	五	三
偽造、有價證券	三九五	九	四〇四	四七六	五七〇	七二	一六六	六	三
偽造、偽造	一、八〇一	六〇	一、八六一	二、〇三〇	二、一九九	一六九	一三八	一五三	一二
偽證及ヒ誣告	二五六	一	二五七	二九六	四四四	三九	一八七	二	三
偽證及ヒ誣告	一五四	四	一五八	一五〇	一六九	八	一一	三三	五
偽證及ヒ誣告	九〇	一	九〇	九三	九三	三	三	七	一
偽證及ヒ誣告	三八九	三〇	四一九	四五一	四六六	三二	四七	二七	六
偽證及ヒ誣告	一、九七三	三三	二、〇〇六	二、一八八	二、五四一	一八二	五三五	一四八	三三
偽證及ヒ誣告	二、五九四	二〇四	二、七九八	二、九八八	三、二〇二	一九〇	四〇四	八〇	二二
偽證及ヒ誣告	五八	一六八	二二九	二九八	三六六	七三	一四〇	七	四
偽證及ヒ誣告	二五	八	三三	三三	三〇	一	三	二	一

明治四十四年十二月末日現在在監人員監獄別表

(△減)

監獄名	受刑者	勞務者	留置者	懲治人	携帶兒	合計
東京	七八三	八三六	四九	一	四	一、六七二
市谷	一六六	一、一五八	一	一	一	一、一五八
市谷	一六六	二、五九〇	一	一	一	二、五九〇
市谷	四三	一、九四八	一	一	一	二、一四〇
市谷	四三	一、三一〇	一	一	一	一、三七三

西										東													
區										區													
州										國													
九										四													
三	鹿	宮	熊	佐	大	福	長	高	松	高	松	高	德	松	鳥	山	廣	岡	神	和	奈	堀	大
鹿	兒		崎	本	賀	分	岡	崎	知	山	松	鳥	島	江	取	口	島	山	戸	歌	山	真	川
鹿	島																						
七	九	四	五	四	三	二	二	一	四	五	三	一	一	二	七	二	二	二	二	三	一	一	一
九	九	四	四	三	三	五	五	八	〇	七	一	一	九	一	四	八	八	八	八	八	七	七	四
九	九	〇	〇	三	三	五	五	八	〇	七	一	一	九	一	四	八	八	八	八	八	七	七	四
九	九	〇	〇	三	三	五	五	八	〇	七	一	一	九	一	四	八	八	八	八	八	七	七	四
九	九	〇	〇	三	三	五	五	八	〇	七	一	一	九	一	四	八	八	八	八	八	七	七	四
九	九	〇	〇	三	三	五	五	八	〇	七	一	一	九	一	四	八	八	八	八	八	七	七	四
九	九	〇	〇	三	三	五	五	八	〇	七	一	一	九	一	四	八	八	八	八	八	七	七	四
九	九	〇	〇	三	三	五	五	八	〇	七	一	一	九	一	四	八	八	八	八	八	七	七	四
九	九	〇	〇	三	三	五	五	八	〇	七	一	一	九	一	四	八	八	八	八	八	七	七	四
九	九	〇	〇	三	三	五	五	八	〇	七	一	一	九	一	四	八	八	八	八	八	七	七	四
九	九	〇	〇	三	三	五	五	八	〇	七	一	一	九	一	四	八	八	八	八	八	七	七	四
九	九	〇	〇	三	三	五	五	八	〇	七	一	一	九	一	四	八	八	八	八	八	七	七	四
九	九	〇	〇	三	三	五	五	八	〇	七	一	一	九	一	四	八	八	八	八	八	七	七	四
九	九	〇	〇	三	三	五	五	八	〇	七	一	一	九	一	四	八	八	八	八	八	七	七	四
九	九	〇	〇	三	三	五	五	八	〇	七	一	一	九	一	四	八	八	八	八	八	七	七	四
九	九	〇	〇	三	三	五	五	八	〇	七	一	一	九	一	四	八	八	八	八	八	七	七	四
九	九	〇	〇	三	三	五	五	八	〇	七	一	一	九	一	四	八	八	八	八	八	七	七	四
九	九	〇	〇	三	三	五	五	八	〇	七	一	一	九	一	四	八	八	八	八	八	七	七	四
九	九	〇	〇	三	三	五	五	八	〇	七	一	一	九	一	四	八	八	八	八	八	七	七	四
九	九	〇	〇	三	三	五	五	八	〇	七	一	一	九	一	四	八	八	八	八	八	七	七	四
九	九	〇	〇	三	三	五	五	八	〇	七	一	一	九	一	四	八	八	八	八	八	七	七	四
九	九	〇	〇	三	三	五	五	八	〇	七	一	一	九	一	四	八	八	八	八	八	七	七	四
九	九	〇	〇	三	三	五	五	八	〇	七	一	一	九	一	四	八	八	八	八	八	七	七	四
九	九	〇	〇	三	三	五	五	八	〇	七	一	一	九	一	四	八	八	八	八	八	七	七	四
九	九	〇	〇	三	三	五	五	八	〇	七	一	一	九	一	四	八	八	八	八	八	七	七	四
九	九	〇	〇	三	三	五	五	八	〇	七	一	一	九	一	四	八	八	八	八	八	七	七	四
九	九	〇	〇	三	三	五	五	八	〇	七	一	一	九	一	四	八	八	八	八	八	七	七	四
九	九	〇	〇	三	三	五	五	八	〇	七	一	一	九	一	四	八	八	八	八	八	七	七	四
九	九	〇	〇	三	三	五	五	八	〇	七	一	一	九	一	四	八	八	八	八	八	七	七	四
九	九	〇	〇	三	三	五	五	八	〇	七	一	一	九	一	四	八	八	八	八	八	七	七	四
九	九	〇	〇	三	三	五	五	八	〇	七	一	一	九	一	四	八	八	八	八	八	七	七	四
九	九	〇	〇	三	三	五	五	八	〇	七	一	一	九	一	四	八	八	八	八	八	七	七	四
九	九	〇	〇	三	三	五	五	八	〇	七	一	一	九	一	四	八	八	八	八	八	七	七	四
九	九	〇	〇	三	三	五	五	八	〇	七	一	一	九	一	四	八	八	八	八	八	七	七	四
九	九	〇	〇	三	三	五	五	八	〇	七	一	一	九	一	四	八	八	八	八	八	七	七	四
九	九	〇	〇	三	三	五	五	八	〇	七	一	一	九	一	四	八	八	八	八	八	七	七	四
九	九	〇	〇	三	三	五	五	八	〇	七	一	一	九	一	四	八	八	八	八	八	七	七	四
九	九	〇	〇	三	三	五	五	八	〇	七	一	一	九	一	四	八	八	八	八	八	七	七	四
九	九	〇	〇	三	三	五	五	八	〇	七	一	一	九	一	四	八	八	八	八	八	七	七	四
九	九	〇	〇	三	三	五	五	八	〇	七	一	一	九	一	四	八	八	八	八	八	七	七	四
九	九	〇	〇	三	三	五	五	八	〇	七	一	一	九	一	四	八	八	八	八	八	七	七	四
九	九	〇	〇	三	三	五	五	八	〇	七	一	一	九	一	四	八	八	八	八	八	七	七	四
九	九	〇	〇	三	三	五	五	八	〇	七	一	一	九	一	四	八	八	八	八	八	七	七	四
九	九	〇	〇	三	三	五	五	八	〇	七	一	一	九	一	四	八	八	八	八	八	七	七	四
九	九	〇	〇	三	三	五	五	八	〇	七	一	一	九	一	四	八	八	八	八	八	七	七	四
九	九	〇	〇	三	三	五	五	八	〇	七	一	一	九	一	四	八	八	八	八	八	七	七	四
九	九	〇	〇	三	三	五	五	八	〇	七	一	一	九	一	四	八	八	八	八	八	七	七	四
九	九	〇	〇	三	三	五	五	八	〇	七	一	一	九	一	四	八	八	八	八	八	七	七	四
九	九	〇	〇	三	三	五	五	八	〇	七	一	一	九	一	四	八	八	八	八	八	七	七	四
九	九	〇	〇	三	三	五	五	八	〇	七	一	一	九	一	四	八	八	八	八	八	七	七	四
九	九	〇	〇	三	三	五	五	八	〇	七	一	一	九	一	四	八	八	八	八	八	七	七	四
九	九	〇	〇	三	三	五	五	八	〇	七	一	一	九	一	四	八	八	八	八	八	七	七	四
九	九	〇	〇	三	三	五	五	八	〇	七	一	一	九	一	四	八	八	八	八	八	七	七	四
九	九	〇	〇	三	三	五	五	八	〇	七	一	一	九	一	四	八	八	八	八	八	七	七	四
九	九	〇	〇	三	三	五	五	八	〇	七	一	一	九	一	四	八	八	八	八	八	七	七	四
九	九	〇	〇	三	三	五	五	八	〇	七	一	一	九	一	四	八	八	八	八	八	七	七	四
九	九	〇	〇	三	三	五	五	八	〇	七	一	一	九	一	四	八	八	八	八	八	七	七	四
九	九	〇	〇	三	三	五	五	八	〇	七	一	一	九	一	四	八	八	八	八	八	七	七	四
九	九	〇	〇	三	三	五	五	八	〇	七	一	一	九	一	四	八	八	八	八	八	七	七	四
九	九	〇	〇	三	三	五	五	八	〇	七	一	一	九	一	四	八	八	八	八	八	七	七	四
九	九	〇	〇	三	三	五	五	八	〇	七	一	一	九	一	四	八	八	八	八	八	七	七	四
九	九	〇	〇	三	三	五	五	八	〇	七	一	一	九	一	四	八	八	八	八	八	七	七	四
九	九	〇	〇	三	三	五	五	八	〇	七	一	一	九	一	四	八	八	八	八	八	七	七	四
九	九	〇	〇	三	三	五	五	八	〇	七	一	一	九	一	四	八	八	八	八	八	七	七	四
九	九	〇	〇	三	三	五	五	八	〇	七	一	一	九	一	四	八	八	八	八	八	七	七	四
九	九	〇	〇	三	三	五	五	八	〇	七	一	一	九	一	四	八	八	八	八	八	七	七	四
九	九	〇	〇	三	三	五	五	八	〇	七	一	一	九	一	四	八	八	八	八	八	七	七	四
九	九	〇	〇	三	三	五	五	八	〇	七	一	一	九	一	四	八	八	八	八	八	七	七	四
九	九	〇	〇	三	三	五	五	八	〇	七	一	一	九	一	四	八	八	八	八	八	七	七	四
九	九	〇	〇	三	三	五	五	八	〇	七	一	一	九	一	四	八	八	八	八	八	七	七	四
九	九	〇	〇	三	三	五	五	八	〇	七	一	一	九	一	四	八	八	八	八	八	七	七	四
九	九	〇	〇	三	三	五	五	八	〇	七	一	一	九	一	四	八	八	八	八	八	七	七	四
九	九	〇	〇	三	三	五	五	八	〇	七	一	一	九	一	四	八	八	八	八	八	七	七	四
九	九	〇	〇	三	三	五	五	八	〇	七	一	一	九	一	四	八	八	八	八	八	七	七	四
九	九	〇	〇	三	三	五	五	八	〇	七	一	一	九	一	四	八	八	八	八	八	七	七	四
九	九	〇	〇	三	三	五	五	八	〇	七	一												

無期懲役

十五年以上

5276

Figure 1

役

合
計

東	市	聚	橫	浦	別	監獄別	明	減增	計總	道海北	沖
京	谷	鴨	濱	和	同			前月ニ比シ	留置場	十網	札
女	男	同	女	同	同		前年ニ比シ	監獄	走戸	鏡	鏡

四二一

一 一一 | 一 | 一 一

三七 | 三三 | 六三 | 八七 | 一八 | 八一

二〇 一六	二〇 五	二七 六八	三四 四	一三 三	二一 六
一五 七	二一 八	二三 六	三二 九	一八 五	四一 八

二八四	三七二	五四九	七六〇	三八五	三四六
四	一三	三九			六七
一六五	一七三	二九六	六一一	二四九	三三
三	六	二〇			四六

八	一四	二	二八	一三	三二
七	一三	二五	一六	一四	三三
九	五	一	六	一	三
	一	一八	三		

二、一〇	二、四二	一、六四二	一、一〇五	二、三四	九三九
一一〇					
二三五					

增減	計總	北海道						
前年ニ比シ	前月ニ比シ	留置場	監獄	十勝	網走	樺戸	札幌	釧路
△一、三七七	△四六七	四、八〇一	四、七一九	二二	二	一五七	一四二	二二

四三七	二二	一、四三六	二七	一、〇四七	二〇	一、四八	二二
八〇九	六	一、三四〇	一	一、〇六七	八二	一、四八	二二
一、四三六		一、一四七	一	一、〇六七	八二	一、四八	二二
一、二四四		一、二四四	三	一、〇六七	八二	一、四八	二二
五九、八五一		七七六		一、〇六七	八二	一、四八	二二
六〇、六二七		一、三五四		一、〇六七	八二	一、四八	二二
三、四五〇		△		一、〇六七	八二	一、四八	二二
△ △				一、〇六七	八二	一、四八	二二

△
三
○ | 一 | 一 | | | 一 | |
△
一 一 六 六
三 六 九 | 九 | | | 一 一 |

四八一
九五八
一、六二二
一、三四〇
一、一四九
一、二六九
六五、六八七
八七八
六六、五六五
一、九一九
五、〇一八

富	金	福	新	蛟	滕	靜	名	安	小	長	甲	宇	水	千
山	澤	井	鴻	阜	所	閱	古	澹				都		
同	同	同	同	同	同	同	屋	津	晉	野	府	宮	戶	藥
同	同	同	同	同	同	同	同	女	男	同	同	同	同	女

[illegible]

|| || || || = | || = | || — — 四五 — | || — | || ||

二 三 二 二 七 一 五 六 四 一 二 三 二 一 七 三 八 三 四 五

二〇五
一八二
一八九
二四九
一四八
二六六
一八二
一九三
四〇九
二二二
二二〇
一八八
一〇七
二〇七
一〇六
二五三
七五

一五二
一五九
一三八
一四一
二二
一八三
一二九
三四八
一四七
一二七
二二〇
一三五
四七
二九
四

一四三
五

一〇四
六

二一五
八

一七九
七

一〇七
七

二一七
二

四八
二

二一
一

一三五
一

一九
三

二五
二

二五
二

二
三

一
二
二
一一
四一
七

二六
一二
一五
四五
三
八
三
二
六
四
一
三

五四
六七
六一
七一
〇一
九
五
八
四

二五 一〇 四一 一七 四〇 九一 〇二 七 二二 一八 七二 一四 〇四

[illegible]

四 三 二 一

七五四
三六六
九三三
七三三
一三三
五五〇
六三三
四二五
五三三
一五五
七一
三〇
八五
〇四

[illegible]

罪名	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	計
竊盜	一、七三三	一、六六四	一、七三三	一、七六八	一、八四七	一、六七四	一、八五二	一、八二四	一、八五五	一、八四〇	一、七三三	一、九三三	二二、七四四
強盜	二七	六八	六二	四三	五三	四七	三四	二六	三三	四三	三三	七八	五七
賭博及ヒ富饒	八〇七	一、三〇〇	一、三七二	二、一六	八八九	六六九	六四四	五七二	六四六	五六一	六九	八二五	二〇、〇七二
詐欺及ヒ恐喝	四〇六	六五五	七七一	七六六	六八三	六七七	六六一	五五九	五九	六五五	七九	六八	七、五四四
積債	二九〇	三六九	四九六	四五一	四三	三三五	三五〇	三三九	三九四	三七三	三〇二	三三六	四、五二一
贓物ニ關ス	九一	一九	一五二	一四三	一〇	二二	六三	六九	八一	八二	七四	六六	一、〇〇〇
毀棄及ヒ隠匿	一三	一五	一四	一一	三三	一一	一六	一〇	三	一一	八	五	一一一
通貨偽造	二一	七	八	九	三三	六	二一	三	六	六	六	六	二八
文書、有價證券偽造	九三	一六	二五	二五	二九	一八	一五三	二二	二九	一四八	一四一	一五三	一、九五五
印章偽造	二	八	一五	六	二	一六	三	三	四	五	二五	二	二七

明治四十四年新入監者ノ月別及ビ罪名表

館	謁	戸	走	勝	計
同	同	男	女	同	男女
二四	二	三五	二四	一〇	二五四
一	一	一七四	二一四	七三	一、一五六
一	一	二二五	二二二	一五三	三、八七六
八五	一七八	一八	一八	二六	九、三六二
一三八	一九九	二	一八	一八	七、七七五
二七九	三三三	一	九	六六	一三、一〇七
一〇	一九八	一	一三	二九	六、八二〇
九三	二八〇	二	一〇	五一	八、二〇五
四	一四	一	一	九	五、五七八
七一	一、二三四	四〇二	四九五	四二五	一六二
三一	六二七	四〇二	四九五	四二五	二、四七、八三六

救護事業

○東京出獄人保護事業第十五年报

主管 原 胤 昭

本年事業は明治十六年に創始し試業數年に三百五人を保護し後保護所を東京に置きたるは實に明治三十年英照皇太后崩御大赦御施行の時に際せり依て例年當御祭日を記し奉り事業成績を公にし以て可憐同胞の蒙りし惠澤の一斑を謹告す

○被保護總員千六百六十六人

自三十四年一月至三十四年三月末

(罪質)

強盜八三五、殺傷八二、放火四九、貨幣偽造六、賭博一〇、賣淫一四一、

浮浪四三、

(犯數)

初犯四九八、再犯以上五八〇、十犯以上七二、數十犯一五、百犯以上一、

保護成績

保護中の者	男	女	計
府下居住自活者	一八一	三二	二二三

地方居住自活者 三四七 六一 四〇八
死亡者 一二八 一一 一三九

轉居後所在不明者 一二八 六二 一九〇
保護所より逃亡者 四八 一八 六六
同離て後再犯者 一〇一 一九 一二〇
計 九五八 二〇八 一一六六

末項三を不良成績と見れば

良成績十分の七 不良成績十分の三

胤昭斯業に志を致してより回顧すれば茲に三十年此間世の進歩に俱ひ斯業の發展、各種機關の具備、近來愈々其顯著なるを見るは欣幸の極みなり益々事業を敏活に有効に社會を益せん事を思ひ餘力試る處の二保護事業の成績左の如し

○被虐待兒童保護六十四人

自四十二年七月至四十四年三月末

年齡最少生後一ヶ月 最長十三年

保護成績

保護養育

當保護所に一、上毛孤兒一、養育院一、安房分院一、岡山孤兒院一、大阪博愛社二、福田會一、豊橋育兒院一、

安全なる養育に歸着せしめたるもの 二四
死亡したるもの 四
警告を與へ育養を監視しつゝあるもの 二〇
監視中一家の所在不明となりしもの 七
○浮浪者保護四十人
保護成績

施療の途を與へしもの 一〇
就業の途を與へしもの 一三
宿舍の保護を與へしもの 一四
旅費を與へ歸國せしめたるもの 二
收容中逃亡したるもの 一
本事業に寄與せられたる四十四年中の寄附金總額 一千七百九十九圓

○和歌山縣の保護規程

和歌山縣にては出獄人保護規程を實行せんことを典獄と交渉中なりしが愈本月六日左の通訓令を以て實行することゝなれり
和歌山縣訓令第四號

警察分署 市役所 町村役場
出獄人保護規程左ノ通相定ム
明治四十五年二月六日

和歌山縣知事 川村 竹 治

出獄人保護規程

第一條 本規程ハ出獄人ニ對シ保護監督ヲ加ヘ改過遷善セシムルヲ以テ目的トス

第二條 警察署長同分署長、及市町村長ハ犯罪ニ因リ處刑セラレ一定ノ刑期ヲ終ヘ又ハ特典若ハ職權アル者ノ命令ニ依リ釋放セラレタル出獄人中確實ナル保護者ナキ者ハ本規程ニ依リ之ヲ保護スヘシ

第三條 警察署長、同分署長及市町村長ハ監獄法施行規則第百六十九條ニ依リ通知ヲ受ケタルトキ及シ其ノ他保護ヲ要スル出獄人アルコトヲ認メタルトキハ其ノ保護ノ要否ヲ協議スヘシ其ノ保護ヲ廢止セムトスルトキ亦同シ

第四條 警察署長、同分署長及市町村長又ハ保護監督ノ委任ヲ受ケタル者ハ常ニ被保護者ノ行狀並ニ生活狀態ニ注意シ若シ若シ若シ又ハ不良ノ行爲ヲ爲シ若ハ不良ノ徒ト往來スルノ事實アルヲ認ムルトキハ之ニ戒飭ヲ加ヘ專ラ改過遷善ノ實ヲ得タルコトニ努ムヘシ

第五條 市町村長ハ被保護者ニ對シ必要ニ應ジ就業方法ヲ指示シ職業ヲ紹介シ居所ヲ周旋シ又ハ市町村内ニ於ケル公共ノ勞役ニ

使役スル等努メテ授産ノ道ヲ講スヘシ

警察署長、同分署長ハ市町村長ニ於テ前項ノ規定ニ依リ指示、紹介、周旋等ヲ爲ストキハ之ニ助力スヘシ

第六條 警察署長、同分署長及市町村長ハ協議ノ上被保護者ノ保護ニ關シ其親族故舊又ハ神職、宗教家、教師出獄人保護事業ニ從事スル者、其ノ他適當ノ者ニ其保護教訓ヲ囑託スルコトヲ得

前項ノ場合ニ在リテハ其ノ囑託ヲ受ケタル者ヨリ毎月一回被保護者ノ行狀並ニ生活狀態ヲ警察署長同分署長ニ報告セシメ警察署長、同分署長ハ其際本ナ市町村長ニ送附スヘシ

第七條 警察署長、同分署長ハ第六條ニ依リ保護監督ヲ委任シタル者ノ外受持巡查シテ平素被保護者ノ行動ヲ觀察シ毎月末其ノ狀況ヲ報告セシメ同時ニ市町村長ニモ通告セシムヘシ

警察署長、同分署長、市町村長前項ノ報告又ハ通告ヲ受ケタルトキハ其ノ要領ヲ名簿ニ記入スヘシ前條第二項ノ報告ヲ受ケタルトキ亦同シ

第一項ノ觀察ハ陰密ニ之ヲ行ヒ蓋シニ其ノ家ニ出入シ又ハ公然ノ場所ニ於テ其ノ行動ヲ尋問スル等本人ノ面目ヲ毀損シ若ハ信用ヲ失墜セシムルカ如キ行爲ナカラシムルヲ要ス

第八條 警察署長、同分署長及市町村長ハ各種ノ集合其ノ他ノ機會ヲ利用シ一般公衆ニ對シ出獄人ノ同情ニ堪ヘサル所以及其ノ保護誘導ノ必要ナル所以ヲ説示スヘシ

第九條 市町村長、又ハ保護監督ノ委任ヲ受ケタル者ハ被保護者ニシテ作業賞與金其ノ他金錢ヲ所持スル者アルトキハ其ノ用途ヲ調査シ本人及家族ノ生活費其ノ他必要ナル支出金又ハ正當ナ

ル目的ニ使用スルモノ、外ハ本人ニ説示シテ之ヲ郵便貯金ト爲サシメ遣費ヲ制スルト共ニ利殖ノ觀念ヲ誘起セシムルコトニ努ムヘシ

前項ノ郵便貯金通帳ハ市町村長又ハ保護監督ノ委任ヲ受ケタル者ニ於テ本人ノ同意ヲ得テ之ヲ保管スヘシ

第十條 市町村長又ハ保護監督ノ委任ヲ受ケタル者ハ被保護者ヨリ前條ノ預金拂戻方請求アリタルトキハ其ノ用途ヲ取調ヘ已ムヲ得サルモノ、外ハ本人ニ説示シテ可成其ノ拂戻ヲ止メシムヘシ

第十一條 警察署長、同分署長及市町村長ハ出獄人ノ保護ニ關シ參考トナルヘキ事項ハ相互ニ之ヲ通報スヘシ

第十二條 警察署長、同分署長及市町村長ハ附錄第一號様式ノ簿冊ヲ備ヘ被保護者ヲ登録シ若死亡シ又ハ刑ノ言渡ヲ受ケテ收監セラレ若ハ所在不明、轉住等其ノ他異動アリタルトキハ之ヲ加除訂正スヘシ

第十三條 警察署長、同分署長ハ被保護者他ノ警察官署ノ所轄内ニ移住シタルトキハ前條名簿ノ謄本ヲ移住地所轄ノ警察署長同分署長ニ送付スヘシ

市町村長ハ被保護者ニシテ他ノ市町村内ニ移住シタルトキハ前條名簿ノ謄本ヲ移住地ノ市町村長ニ送附スヘシ

第十四條 郡長ハ出獄人ノ保護監督事務ニ關シ町村長ヲ監督スヘシ

第十五條 警察署長、同分署長ハ被保護者ノ監督ニ關シ毎年六月十二月末日現在調査ヲ以テ翌月十五日迄ニ附錄第二號様式ニ依リ其ノ成績ヲ知事ニ報告スヘシ

(附錄第一號様式、附錄第二號様式ハ略ス)

雜 錄

○監獄時事所感

上 田 典 獄談

明治四十五年の新年に際して過般來何カ監獄に關する時事所感を話して見やうと思つて居つたが何分一月早々のことであり、且つ前年中の事務成績報告調査等の爲めに怠つて居つたが、今日少しく時間を得たから監獄時事問題に付二三の所感を述べて見やうと思ふ。

元來監獄事業は彼の裁判又は他の行政事務と異なり繼續的性質の行政事務であるからして、歳次さものでないことは勿論であるから、本年に於ても前年來の方針を踏襲して未了の問題を解決し一層其歩武を進むることの外に出でないことは豫め讀者の諒承を望む所である、殊に我が監獄行政に關する諸般の法制は、既に刑法及監獄法の改正に依り大體に於て整備完了を告げたのであるからし

て、此上は只以上の二大法律の効果をして立法者が嘗て期待したるが如く、豫期以上の効果を奏せしむべく我々は努力するの外なきのみならず、我は既に新刑法實施以來三年有餘の實驗を経過し獄行政の行事としては宜しく既往の實驗効果に省み、より善く新法の効果を擧げしむることにあるは殆んど疑なき所であると信するのである。

一、在監者の減少問題

在監者減少に關する問題は餘り其範圍の廣きに依り從て其關係する所も多方面に涉るけれども、要するに國家が刑法及監獄法を改正したる所以は年々多額の經費を監獄行刑の爲めに消費しつゝある所の犯罪人を減少し、社會の秩序及び公安を保持するにあることは素より論を待たざる所であるが、新刑法及監獄法は、既往數十年來の經驗に鑑み、百般の犯罪中殊に其矯治改善に困難なる犯罪(例之は竊盜、詐欺、賭博、横領等の如き)に向つて、長期の自由刑を科し、是等の者の感化改良を圖ると同時に、一面國家社會の治安を擾亂する惡

分子を社會より離隔し、併て自他共に威嚇警戒するにあるを以て、此種の犯罪者にして滞獄長きに渉る結果、勢ひ一時在監者の増加を來したる現象を見しと雖も、是れは畢竟刑法の主義目的既に如上の結果として餘儀なき事實と云ふ外なからうと思ふ。然れども亦他方に於て、以上の在獄者が若し依然として横行跋扈せしめ危害を國家社會に及ぼす有形無形の損害に比すれば、改善未了の犯人を長く監獄に拘禁することは偶々以て社會の治安を確保し、彼等を犯罪不能の地に置くの勝れるに如かずと云ふのが少くとも新刑法の一般豫防觀であると思ふのである。殊に新刑法實施後の監獄統計に依れば、犯罪者は其總數に於て年々遞次減少の傾向あるを證し居るのみならず、受刑者に對する監獄行刑の上に於ても、漸く良結果を奏し感化改良の効果をより多く實現するに至つては、之を以ても新法の効果を認むることが出來やうと思ふ。即ち最近に議會に現はれたる在監人増加に關する質問の如きは、近來監獄界に於ける重要な問題にして、歸する處、質問者の意思は年々犯罪

人の増加及之れが救済に關する施設如何と云ふにあるが如しと雖も、以上の質問に對し當局大臣の答辯せられたるが如く、犯罪者は新法實施後、年々減少の事實を示せる事は統計の示す處にして新刑法實施の結果受刑犯罪者の減少せることは正に爭ふべからざる事實であるにも拘はらず、質問者は單に滞獄する在監者の上より見て以つて犯罪者の増加を云々するが如きは其の觀察方に於て大に正鵠を失するものであるまいか、世人犯罪者の増減を論ずる者、動もすれば在監人の多少を以てするものあり、之れ實に思はざるの甚しきものに於て、其結果誤れる結論に到着する事素より當然なりと云ふべきである。即ち犯罪の多寡と在監人の増減とは全然別種のものにして、之を同視すべからざるは勿論、素より比較すべからざる問題に屬するからである。何となれば、犯罪に輕重大小あるが如く、其刑期にも長短一ならずして、長きは無期に涉り、短きは一日に終るものあるべければ其各人の滞監日數に於て差異あるは當然なり彼此比較對照することは到底不可能に屬することを忘

るべからず去れば、新刑法實施以來一時在監者の増加多數を示せしが如きは即ち改正刑法の要求する所の自然の結果にして、前顯に擧げたる窃盜、詐欺、賭博、横領等の罪に對しては、新法は長期を要求するからであつて、敢て意とするに足らぬ事と思ふと同時に却て一面犯罪の數に於て、年々減少の傾向を示せるは之れ正に新刑法の實體的効果と認めることが出來やうと思ふ。

併しながら亦犯罪者の増加如何に拘はらず、近時在監者の多きを示すは國家の不祥事であり且つ之れが爲めに年々多額の經費を消費するは素より國庫の堪ゆる所でないからして、在監人の減少を圖ることは亦素より今日焦眉の急務である、故に之れが爲めに爲政家並に當局に於ては須らく在監人の減少を畫策しつゝあるとなれば、茲に之を論ずるを要せずと雖も、予輩の卑見に依れば在監者の減少策は、結局監獄に於ける行刑の適正確實を期し、受刑者をして改善有職の民とするの一事にあり、一度び釋放したる者をして再度以上入監せしめざるに歸するのである即ち其方法とし

ては出獄人保護問題は尙は依然として本年間に於ける重要な懸案に係るものと云はねばならぬ。即ち行刑と出獄後の保護とは終始一貫しなければならぬので、一層此事業の發達を希はざるを得ないのである。聞く處に依れば、當局に於ては來年度豫算を以て免因保護獎勵費を増加要求せられたるが如きも蓋し其の意思のある所を想像すること出來るのである。次に在監人の減少策として起るべき問題は、前期中滞監改善者をして廣く法の許す範圍内に於て、其在監期間を短縮せしむることである。換言すれば即ち適實なる行刑に依て全く心神を改善し得たる者をして、均しく法定の恩恵に浴せしめ、制限的自由の生活を得せしむることと之れ實に刑罰最後の目的に屬するを以て、監獄當局者の手腕に依て、より多く此種類の者を出さしむるにあるのである。即ち假出獄制度の應用、即ち之れである。殊に新刑法は假出獄の條件を寛大にし、峻嚴なる刑罰を緩和するの趣旨に出でたる事を思へば、監獄當局者の責任の上に一層の重任を加へたと同時に、法の信頼を厚くしたるもの

と云はねばならぬ。監獄當局者なる者能く此信頼に孤負するなからんことを乞ふのである。之れ又在監者減少の一方方法として本年に繼續すべき事柄であると思ふ。

二、監獄官吏の教養及増俸問題

(付看守定員増加)

此二問題は亦既往十餘年來の宿題にして、當局者の常に孜孜として怠らざる所なりと雖も、近來社會文運の進歩と生活の程度漸く向上するとに従ひ年々一層其の切要を感ずる事となつたのである。近來殊に監獄行刑の漸く重要視せらるゝに至りたる結果として、一層監獄官吏の撰任に慎重の注意を拂はなければならぬと思ふ。何故なれば監獄官吏の適否能不能と直に以て行刑殊に受刑者改善の上に大關係を有する事を想像せば、監獄官吏の撰用を慎み亦其養成一日も之を緩ふすべからずである。世人動もすれば従人累犯者の續出する事を認めて、監獄官吏の不能に歸せんとする者あるは予輩の慨嘆措く能はざる所にして誣言も亦甚しと謂ふべきであるが、熟々新刑法の要求を充たし、其實

効を擧げんとするには須らく監獄官吏の其の撰擇教養上尙ほ十二分の注意を拂はねばならぬ事と思ふ。政府夙に茲に着眼し警察官監獄官養成の爲め曩に警察監獄學校なるものを特設したりしが其後政府の都合に依り獨立機關として同校廢止の今日に至つても尙ほ監獄協會に於て私設監獄官練習所なるものを設け孜孜として之れが教養に努めつゝあるは素より斯道の發展にして國家の慶事であるが、予輩の實驗する處に依れば看守者の教養素より急務なりと雖も尙ほ夫れ以上に下級官吏たる一般看守の教養を以て最大緊要事と認むると同時に、看守に適當なる人物を得る事を以て先決問題と考へるのである。然るに看守に適材を採用せんこと目下何れの地方に於ても極めて困難とする所にして、而して其人を得るの難きは全く適材なきにあらず、唯適材を得ること困難なるは看守の待遇俸給の低きに職由するものと斷言して憚らぬのである。本日物價の騰貴に伴ふ生活困難の場合に於て現今の待遇及俸給を以てして、而かも難治の受刑者を遇し、且つ之を適當に陶冶するの力量

ある者を看守に採用せん事は實に至難事中の難事にして其容易に適材を得難きは蓋し當然ではあるまいか看守に於て既に然り、況してや之を指導し監督する所の看守者の待遇に於ても亦然りて他の官吏に比較が出来ぬことを再思せねばならぬ。監獄官吏の撰擇及待遇法の改良の急務なること亦深く喋々を要さざることと思ふ。

監獄官吏に適材を採用するの急務なる既に如上

説明の通りなりと雖も、亦一面に於て予輩監獄當局者として努むべき事項は、前上の如き比較的完全なる監獄官吏、殊に看守に對し適當に之を教育し訓練するの急務なりと謂ふことである。何れの監獄に於ても常に看守の教養を怠らざれば勿論なりと雖も、尙ほ一層其歩武を進め努力を望むこと亦新年の案件と信するのである。予輩の實驗する所に依れば、行刑全般の事項素より上に典獄の之を統ぶるありて、看守長、教誨師、監獄醫等の各々其職制に依り忠實に之を補佐する所ありと雖も、常に在監者に近邇直接する看守にして其人を得ざるときは、行刑の事容易に其効果を擧ぐる

能はざるのみならず、看守の一舉手一投足は直に在監者に反響し、蓋し唯看守の人物如何に存することを信じて疑はぬのである。然り果して如此看守の教養必要なるにも拘はらず、新に採用したる者は僅々二ヶ月間制規の教習を爲すに過ぎずして直に實務に就かしむるのみならず、教習卒業後は充員の都合に依り容易に教養の公暇を得ざるのは一般の遺憾とする所であると同時に、劇務の傍ら讀書研鑽を強制する事亦常に忍ぶべからざる場合も多いのであるから、看守定員の増加を待て始めて教養訓練の補充と、若干の休養を與ふる事が出来たならば予輩の希望は是にて足るのである。

三、祝祭日に於ける儀式を一定する事

囚人感化の事たるや、形而上と形而下との兩面より之をせざるべからざることは今更事新しく云ふ迄もないが、形而上即ち無形の心靈問題は素より宗教若くは道德に基礎を置かなければならぬことは亦勿論であるけれども、形而下に關する有形上の事亦決して之を閑却することは出来ない、即ち遇囚に關する諸般の紀律、即ち常住坐臥一舉手一

投足の事に至る迄之を形式的に律する必要がある所以にして、殊に在監者の多數を占むる沒當識の者に對しては、一層此形而下に屬する形式を重んぜしめざることを予輩は切に感ずるのである。卑見に依れば、從來不紀律に慣れたる受刑者に對し法定祝祭日に於ける一定の儀式に關する規定なきは甚だ遺憾とする所であつて、監獄法指定の祝祭日に於ける素より相當の教誨を施しつゝ祝祭と雖も尙教誨以前に其祝祭日に關する儀式を嚴格に勵行し、眼より之を導くことは獨り國民の本分を了解せしむるのみならず一層邊善感化に誘導する上に裨益あることを認むるのである。故に從來地方に依りては祝祭日毎に或は遙拜式場を設け、若くは種々の儀式を行ふ所ありと雖も、要するに全國一定の規矩なきは紀律を生命とする監獄に最も惜む所である。祝祭日中殊に三大節に當りては、國民舉つて拜賀式を舉げ祝意を表すべき祝日なれば、就中其儀式的莊嚴、莊重ならんことを要するのである。去れば此際監獄に於ける祝祭日に關する相當の儀式を一定せられんことを當局に希望するの

である。私見に依れば規定の祝祭日中殊に三大節には、教誨室等に便宜莊嚴なる式場を設け、拜賀式を舉げしめ、終て典獄自ら教育勸語又は戊申詔書を奉讀し、一層恭敬奉神の誠意を捧げしむること等亦其方法ではあるまいかと思ふ。附たり、儀式祭典等の莊重を貴ぶべきことは獨り祝祭日のみに限らず、集合及個人の教誨又は宗教的總ての儀式に於ても之が必要を感ずるので、我輩は切に監獄に於ける宗教的儀式を可成莊重にせられんことを希望して止まぬのである。

○上田前橋典獄の「免囚保護に就き當局に望む」を讀み蛇足を加ふ

原 胤 昭

上田典獄には出獄人の郷黨保護手續につき、前號の紙上懇切に御示教下された事を茲に拜謝致します。就て

上田典獄の御希望に

……管外殊に他府縣遠隔地に釋放する者の保護

▲汽車で送るとき▲

に就ては、從來教務職員をして停車場まで見送り、歸住地又は其附近の驛までの乗車切符を購入し交附するの勞を取り來りつゝあるも、乗車結果して豫定地に歸着せしや否やを從來確むることを得ず、動もすれば、豫定地に達せざる途中に於て、下車する事なきにあらずで、若し斯る事ありとせば折角監獄の盡せし辛勞も水泡に終らしむるのみならず、延いては再び犯罪を敢てしないとも限らぬのである。故に吾人の希望としては、管外、釋放者に對しては吏員をして停車場又は乗船地に送らしむると同時に、本人たる小札を當該職員又は車掌に交付し置き、此の職員驛員に於て相當の便宜を與ふると共に間接に途中に於ける下車車を豫防し監督せしむるの勞を探ることが出来たならば、一層便宜であらうと思ふ……

とありましたが、私は先年保護事業を經營以來既に此等の便宜を得て居りますから、讀者の御參考に實況を申述べませう。

驛長之を諾し、客扱車掌、以前には保護車掌と云ひましたのが、之に任じて扱ひます。此方では被保護出獄人にて、豫定地まで到達せしむべく監督を要する者ある毎に、本人を停車場まで同道送り、目的地且つ其事由を極めて簡單に記した書面を添へて驛長に托します。驛長は直ちに改札係を發車時刻を見計つて連れて行きますから、其時驛長は本人を乗すべき列車の客扱車掌を呼びて、右乗車券及び添書を交付して保護を命じます。車掌は乗車券を預り、而して本人を自己の乗る列車内に座を與へて注意致します。指定の下車驛に到着すれば、該驛の驛長に之を引繼ぎ本人及び乗車券を交付致します。若し乗換ある場合には、次ぎ列車の客扱車掌に之を引繼ぎます。

▲下車して後には▼

被保護者を受取つた驛にては、此方よりの指定に従ひ、驛駐在の警察官に引渡します。警察官に委

囑する場合は、下車地方に直ちに歸住するものに其關係者を召喚し、諭示引渡しを求める要あるもの。又は下車驛より遠隔したる地に送る場合には、馬車川船の乗合等まで夫々取扱ひ便宜を與へて呉れます。

▲船で送るとき▼

近年では、東京より船路を取らせる事は、極て稀であります。先年中は随分ありました。郵船會社では船客係によりて事務長に托され、便利を與へられました。近年でも船便を取つて横濱まで送つて參る事のありましたのは、輕度の精神病者又は病者。多くあつたのは盲人と跛者でありました。是亦乗船券書類を事務長に托して保護を受け便利を得て居ります。

▲尙到達を確める爲め▼

當人へは到着直ちに着報を差出すべく申開けて置きますが、書く事の不自由な者には、端書郵便の表面に此方の宛名を書き入れ、簡單な到着報知文を認めて渡し置き、豫定地に着したる上、直に郵便函に投函させます。又警察署其他の委囑者親族

又は教會の牧師傳道師などへは、返信用郵券を添えてやりまして其情報を受けて居ります。

○京都典獄の協議會

京都大阪神戸和歌山奈良及膳所の七監獄典獄は京都にて協議會を開かんとて其筋の認可を得たるを以て不日開催する筈なるが其期日は目下谷野參事官大阪和歌山出張中にて其歸途京都に立寄り會議に臨む都合にて多分本月二十三四日の頃ならんと

○水戸監獄の被服染料

水戸監獄にては從來囚徒の被服を染めるに紅殻を用ひたるも褪色し易きを以て先頃よりカツチエキスを用ふることとしたるに其結果従前のものに比し褪色せず紡績糸一貫二百匁に三十二錢四匁を要したる染料代は二十二錢八匁となり九錢六匁を減するに至れり紅殻染は紅殻二百匁茶粉十匁明礬五匁にしてカツチエキス染はカツチエキス二十四匁九七五明礬五匁にて足り一反の木綿に使用すると

せば一錢二厘八毛廉く經濟上には少からぬ利益ありと通信のまゝ

○和歌山監獄の防蟻方法

和歌山監獄にては昨年五月頃白蟻の潜伏せるを發見したるに依り苦心の末種々防止方法を施したるに其結果良好なる趣にて同盟より發表したる發生後の經過等左の如し

明治四十四年五月以來監獄構内に在る第三倉庫第一第二拘留監臨時獨居房及病監其他の箇所白蟻の蝕害を發見せり依て専ら之れが驅除及豫防を講じたる狀況左の如し

白蟻の蝕害を被りたる主なるものは和歌山城天守閣及紀井三井寺觀音寺堂宇等なり之を驅除及豫防する事に努めたる和歌山縣土木技手に於て種々考案の末實行したる驅除法及白蟻棲息の情況等研究の爲め看守部長を遣はしたる後増田看守長主任となり共に驅除及豫防に従事せり白蟻驅除の方法は硫黃燃煙局部注射液體塗布の三法に分ち建造物の種類蝕害の場所其他蕃殖蔓延豫防等の必要に應じて之を實驗するに何れも良好なる結果を得るに至り其方法の概略を左に掲ぐ

硫黃燃煙は殺蟻力最も強烈にして發生の基礎たる地下層に棲息せるものに至るまで普く其効力を及ぼし木材の中に深く蝕入せるものを逸出するの追なく其居所に於て斃死す之を施すは倉庫又は物の置き密閉し得べき建造物に適すべき方法にして住家又は工場の如き空氣の流通せる建物には施し難し而して一旦之を施すときは惡臭を放ち有毒性窒素瓦斯を含有するを以て之を却却する爲め更に密閉して粗茶を燃焦すれば其有毒性惡臭を滅却するは容易なり局部注射の用劑は現今多くの種類あるも殺虫液「シーゲル乙號」を用ゐる密閉し得ざる建造物の木材に白蟻の蝕害せる局部に就き眞空裝置の方法に依りて殺蝕液を注入したる後其孔口に栓を爲し置くとときは白蟻の巢窟に込み入り或は其穿ちたる坑道を侵し悉く白蟻の斃死せるを認めたり此方法は専ら建造物にて棟梁桁柱其他臺輪の如き大なる木材に施すことを得れども屋根裏天井床板等のものには普く使用すること能はず塗布方法は白蟻の外襲を防ぐに適當にして既に蝕害を蒙りたる家屋に就き驅除を行ふに當りては

之に接續せる建物に向つて蟻族の一部が退却するの處にある場合は其境界の全面に塗布施用せば白蟻は蔓延を防止することを得れども屋根裏床板等に白蟻の發生したるときは寧ろ清毒器を使用し撤布する方最も緊要なるを認めたり

藥種に付て種々の研究を重ね又諸處に交渉したるも理想とする白蟻劑は之を案出するに至らず和歌山縣土木技手及老練の聞へある建築受負人等に就き聽合せれる結果白蟻劑「ストツプロット」液及「シーグル」液甲號乙號等の液體を實驗し尙ほ之に主任者の考案に依り硫黄燐燐十倍、石炭酸、其他熱湯撲滅法等白蟻の棲息場所の模様に入り經濟上又人身に有毒なる成分を含む虞あるや否やを參酌し臨機防遏の方法を實行したり

○囚徒一人の費用は幾何を要するか

監獄費の總額は幾何なりや收入幾何にして支出幾何なりや囚徒一人の年額幾何なりや其内囚徒の衣食費幾何なりや最近其筋に於て調査を遂げたる四

十三年度の實費額を擧ぐれば

▲歳出總額 是六百四十九萬四千八百三十八圓餘にして同年の在監平均人員七萬一千六百十二人に割當つれば一人に要したる額は九十圓六十九錢四厘なり監獄費總額の內

▲俸給及諸給の費目より支出したる額は三十三萬八千四百二圓餘にして主として典獄の俸給看守長の俸給其他の手當なり之を囚徒一人に割當つれば四圓七十二錢五厘を費し其外に監獄醫教誨師看守女監取締等の俸給に費したる額は百六十七萬四千六圓餘人員其他の給與額は二十五萬六千六百六十七圓餘なるを以て此一人割當額は二十七圓十二錢餘なり之に前記の四圓七十二錢五厘を加ふれば俸給及諸給の部類に屬する費用より囚徒一人に對し三十一圓八十四錢五厘餘を支出したる割合なり次に

▲職員の被服費に費したる額を見るに看守女監取締の被服費二十二萬二千三百十九圓餘、備人被服費四千七百二十六圓餘此合計二十二萬七千四百十五圓餘を囚徒の七萬一千六百十二人に割當

つれば一人平均は二圓三十三錢三厘餘に當る割合なり

▲囚徒の被服費 是十五萬八千九百二十五圓餘之を一人平均に割當つれば約二圓二十二錢なり

▲食費 囚徒の食費とは米麥代と、菜代とに分つ今當局の算出せる所に依れば囚徒一人一日の飯代は五錢五厘餘菜代一錢四厘餘其一日の飯に乘すれば年額は飯代は二十圓十三錢菜代五圓三十二錢二厘其合計は二十五圓四十五錢二厘弱なり

▲米麥消費高 米の代價七十二萬三百九十一圓餘麥の代價六十七萬九百五十三圓餘其他の雜穀代一萬一千四百六十五圓餘之を飯に炊き一百一人の飯量は五合五勺九才三百六十五日には二石四升餘を食する割合なり一人の飯量二石四升として七萬千六百十二人に乘すれば囚徒全體の二年食量は十四萬六千八百八十五石内外となる

▲給與工費 作業賞與金計算高より給與したる額は二十三萬五千〇八十六圓餘にして其出監者五萬五千二百七十四人に割當つれば一人平均四圓

○指紋より發見したる累犯者の數

指紋の對照に依り累犯を發見したるは四十三年と四十四年とにて六百〇二件にて其照會を受けた官衙別に分ちたる内譯左の如し

四十三年		四十四年	
照會を受けたる數	一五六	發見したる數	計
在監中	三六	出監後	計
			三六

計	檢事局	警務署	監獄局
二〇七	三四	一七	一五
九四	四〇	四	一五
六六	六六	一〇六	一四
一六一			

計	監獄	檢事局	警務署	其他	監獄局
六六四	三五六	九二	一九三	三	一六〇
三六四	七七	三七	八八	二	七七
七七					二二七
四四一					

仍別表四十四年中の監獄局に於ける累犯を發見したる中に就き其最も多きは巢鴨の二十六、神戸の十六、札幌の十一、大阪の九、市谷福岡の八、横濱の七にして浦和、水戸、宇都宮、名古屋、京都、山口、函館の各監獄之に亞ぎ又最も多く指紋對照の照會を受けたるは堀川の三十七、横濱の二十三、大阪の二十一、静岡及京都の二十にして一回も指紋の對照を照會し來らざるは小菅、甲府、福井、徳島、三池、佐賀、宮崎、樺太、十勝の九監獄なりと

各地通信

○片淵便り

田川 生

拜啓迄寒の候益御清祥奉賀候陳者當地に於ける免因保護機關として個人の手に鹽山保護園の開設せられたることは客年四月御通報致したること有之候が爾來園主鹽山宗一氏は日々煩勞多き勤務の餘暇を以て其妻女及老母と共に銳意熱心に斯業の經營に執掌せられ園生の訓諭督勵及新保護者の職業紹介又は舊來市内に居住する彼保護者の家庭訪問等の惟れ日も足らざる有様にて東奔西走極力斯道に盡瘁せられつゝあるは尚に感謝に堪へざる次第に候斯かる状態なるを以て園生亦た克く園主の指令を守り其威力と温情とに薰陶せられ一面教誨師能富氏の夜間時々往訪其教訓指導に努むる所あり故に其状況極めて靜穩且圓滿にして孰れも自働自活の精神を鞏固にし中には多額の貯金さへ爲すに至りたるものあり殊に本年元旦には園舎八疊の

間に於て目下保護中なる健兒八名の者と園主及其家族と團樂和氣霽々の裡に屠蘇を酌み難衰を祝ひ目出度新年を迎へたりとの事にて此家庭の趣味は彼の頼りなき園生の身に取りては如何に力強く且活氣を鼓舞したるかを想像致され候而して開園以來新に保護せられたる人員は十四名内五名は親族其他に引渡し九名は目下保護中にして其の職業別は左記の通りに候又昨年中本園に要したる費用は總額六十六圓七十一錢は家賃に五圓五錢は臥具新調の爲に何れも同情者の補助を受け園生の衣食費は各勞働に依り之を自辨し居候尙ほ本園の事業を贊助せられ本派本願寺布教總監部より御本尊並に佛具を寄贈せられ又個人より金品を寄贈せられたる助力者も有之候

明治四十四年 鹽山保護園成績
一新保護人員 十四人
內 保護を解き親族其他に引渡ししたる者五人
現在保護中の者九人
現在保護者の職業別
洋 縫工 一人
點燈夫 一人

指物工 二人
鍛冶工 一人
左官人夫 一人
抱車夫 一人
牛肉商 一人
籠製造業 一人
孰れも成績良好にして右の中既に妻帯家庭を有する者一人あり

○大分だより

江上 秀吉

拜啓時下春寒料峭の候中現益々御勇健奉賀候陳者出獄人、護事業の状況に就ては既に御通報申上候へ共本年に入り本月十日當郡西南部に一團近く又去る二十一日には連日郵村警察分署管内に於て各宗二十六ヶ寺聯合にて和協會を組織し并々町養徳寺に於て發會式を舉行候左に會衆中保護の部及其概況御報道申上候

發會式は當日午後壹時開會々員廿六ヶ寺の住職一圓佛前に於て起誓を行ひ終りて幹事長開會の辭を述べ次で主事事業經營に關する説明を爲し夫れより警察分署長、典獄、檢事正、中學校長、區裁判所判事の祝辭演説、郡長祝詞代讀等あり午後四時三十分閉會を告ぐ當日の出席者は鹽田檢事正、和田典獄、大川裁判所判事、藤井中學校長、幸日出警察署長、草場警察分署長、郡長代理、町村長

並に町村の名望家及有志者等數十名にして頗る盛會なりし（保護之部）

一青年以上にして感化又は保護の必要ありと認むる者に對し本部を設け左の規則を定む

本會組織の各町村内より刑事上の犯罪者を出したる時は其の檀那寺住職者は直ちに當部主事に申告するものとす

當部主事は直ちに犯罪上知悉すべき必要の事項を調査し警察署裁判所及監獄と共に本人の改過進善に資する手段を講じ又た其家庭に對し慰撫訓誡を怠らざるものとす

檀那寺住職者は其犯罪者に對し直接に當に之を訓誡指導の責あるものとす

犯罪を未發に防止するは當部の第一目的なると同時に累犯者を出さざる事に力むるも主要なる精神なりとす

受刑者にして刑期を了し家郷に歸還したる時は父母兄弟及近親者は勿論在所近隣の人々に對し融和の方法を講じ就業上生活上、交際上等に支障なからしむる事に注意する事

檀那寺住職者は毎月一回以上其檀中に在る釋放者の居宅を訪問し其の状況を主事に報告するものとす

主事は保護善帳に保護者の實績を記載し経過の良否を審査し時に應じて直接釋放者に對し獎勵訓誡を行ふものとす

釋放者にして保護の必要なしと認むる時又は其の實績優良なる時は直ちに保護を解除するものとす

但し保護の一定期間を二箇年とす

釋放者にして孤獨なる場合又は正當保護者なき時は大分縣保護會に委託するものとす

被保護者の人事上異變（疾病、死亡等）ありたる時又は轉居移住等の事故發生したる時は檀那寺住職は其の事情の實際を調査し之を主事に報告するものとす

前項の場合に於て施療、投藥、又は救助等の必要ありと認めたる時は役員會の協議を経て之を行ふ事あるべし

未成年者にして感化保護の必要ありと認めたるものは其の檀那寺住職者は之れを主事に報告するものとす

主事は檀那寺住職者と共同して感化の目的を達するに力むるものとす

當部に保護の帳を備へ主事は之れを整理するものとす

當部の經費は本會の豫算及特に指示せられたる寄贈金を以て之に充つ

當部の顧問に杵築警察署長を推薦す

役 員

一本會に主事二名幹事四名會計一名を置く

一主事は本會四部の事業を二分し之れを分掌す

一幹事は各町村に一名宛を置き本會の庶務を司る

但し大内村には寺院なきを以て杵築町に據し杵築町幹事を幹事長に推す

一主事幹事及會計の責任を左の如く定む

叙任辭令

廣島監獄三次分監長を命ず
(廣島)看守長 森 龜 吉

任看守長月俸二十二圓給與
(山形)看守 高 野 夏 逸 吉

依願免本官
(宮城)看守長 西 郷 民 吉

六錢俸給與
(神戶)看守長 萩 原 貞 嘉

依願免本官
(長野)看守長 堀 順 信

長野監獄上田分監長を命ず
(岐阜)看守長 小林和五郎

岐阜監獄高山分監長を命ず
(岐阜)看守長 澤 田 龜 造

任監獄通譯兼司法屬七級俸給與
(岐阜)看守長 雅 名 通 藏

監獄勤務課詰を命ず
(水戸)看守 横 山 豐 次

任看守長十一級俸給與
(樺戸)看守 菅 原 鶴 吉

廣島監獄詰を命ず
(福岡)看守長 田 中 茂 毛 之 進

任看守長月俸十八圓給與
水戸監獄詰を命ず
中 島 守 吉

叙 任 辭 令

主事は分掌の各部に對し專任之れに當るの責を有す幹事は會の庶務を掌ると共に主事を補佐して事業の實効を擧ぐるに力むるものとす

幹事長は本會の記録を記す

會計は金錢の出納を司る

一役員任期を左の通り定む

主事は三箇年

幹事及會計は二箇年

但し任期満了改選に際し再選するも妨なし

會 計

一本會の經費は會員の提出と特志者の寄贈金及其他の收入を以て之に充つ

但し各部に對し特に指定せる寄贈金は他部の費用に使用することを得ず

總會及報告

一毎年二回春秋に總會を開き一切の事務を報告す

總會及報告會は之れを公開して社會の公衆を求むる事あるべし

附 則

本規則の補正變更は總會の決議を経るを要するものとす

本會の事業は社會の翼賛に待つも多きを以て地方官公吏名とす
警職員及有志者に對し本會の翼賛員たるの承諾を求むるものとす

協會録事

茶話會

一月二十日茶話會を開き午後一時より坪井直彦氏の
小田原幼年監に於て就寢時刻前に於てオルガン
を用る音樂を聴かしむるに精神上に及ぼす結果良
好なりとの談話あり次に武田慧宏氏は米國に於て
も囚徒に音樂を聴かしむることは疾く行ひ來たる
が其効果良好なりと説き續て米國の監獄事情に及
び英國監獄の一斑を述べ最後に片山醫學博士の講
演あり終て餘興として巴山の長短館仕合の講談あ
りて午後五時散會したり片山坪井兩氏の講演は講
演欄に掲げたれば熟讀せらるべし當日の會同者左
の如し

千石 學 木名瀧禮助 坪井 直彦 藤澤 正啓
石井 光美 三 浦 實 田山清四郎 浦島 爲二
常石政次郎 伊藤 祐之 大塚 保次 上野三一郎
池田 常吉 松島與三 目黒與四郎 玉川吉太郎
木島 正三 小野寺道濟 宮北 久門 淺田 廣輔
養田 長平 三輪榮太郎 本多鏗五郎 東方 秀實

北村 定吉 谷口喜一郎 田中利一郎 堀江 哲友
山下 重藏 石丸 龍省 西元 龍幸 戸原 徳壽
澤田利喜三 藤原 龍存 松井宗三郎 高橋初太郎
須藤 藤吉 古矢 嘉助 鎌田 榮八 武笠龍太郎
齊藤 鐵造 松澤 三郎 星 彦一 鈴木 達雄
土倉 是空 小倉貞次郎 渡邊金太郎 岩田元次郎
小関 鋼作 山下進之輔 兩角平八郎 長谷山忠助
姉崎 繼藏 岡田 幾松 藤居 盛 大竹仙五郎
藤野 亮道 船津 裕 佐瀬庄三郎 小川甚三郎
久保井覺治 齋藤 康磨 加藤 市藏 壬生寛一郎
齋藤 敬二 中村 喜一 齊藤徳次郎 伊藤 祐重
森口幸之助 森 元祐 野村 奎 島崎 哲馬
河合 哲 大塚 武郎 結城 冬榮 關平田彦次郎
吉水 眞道 荒木 純人 山田 重徳 高木 貞之
坂田 稔 山内 末吉 市川 義正 森田喜憲次
生三 俊隆 安松 貫 田中 廣吉 鈴木仁次郎
原 卓一 中島 廣造 篠田 又吉 御園與三郎
宮下 直輔 佐々木竹次 武田 慧安 不野 賢榮
渡來 律術 中村 基吉 高田國次郎 清水 武雄
兒島 三郎 島田 榮造 香川又二郎 岡部 安憲
内堀 一雄 梶津 伊輔 西山 榮 吉本 彌作
堀田徳三郎 伊東 覺量 芳村 重次 土居 寛中
扇谷 與三 谷田 三郎 眞木 喬 谷野 格
豐野 胤珍

第二卷五十二第

協

會

録

事

本月の茶話會は十日午後二時より開會し法學博士
中田薫氏の講演ありたり講演速記は來月の本誌に
掲載する筈

寄附行爲の改正

本會事業發展に伴ひ新に顧問を置くの必要あるを
以て寄附行爲中左の通り改正したり

寄附行爲第九條中

一總裁一名の次に「二 顧問一名乃至三名」を
加へ第二項の次に「顧問は本財團法人の爲め
特に功勞ありたる者に總裁之を囑托す」

顧問囑托

別項寄附行爲の改正と共に前會長たりし法學博士
小山温氏は多年監獄局長として本會會長として監
獄事業の爲め功勞尠からざるを以て理事會の決議
に依り總裁より顧問を囑托したり

第四回監獄官練習所入所生

前號に報道せし如く第四回練習所に入るべき看守

長看守に對して「品性の修養を論ず」との課題に
て二月一日各監獄にて試験を行ひ本會にて其成績
を査定したる上決定し各監獄典獄に通知したり其
氏名左の如し

小 菅

東京 市谷 看守長 内藤泰水之丞
東京 池田 看守長 尾崎初太郎
東京 市谷 看守長 青木七太郎
東京 市谷 看守長 境外次郎
東京 市谷 看守長 三浦平三
東京 市谷 看守長 石川亥之松
東京 市谷 看守長 横渠邦惠
東京 市谷 看守長 白崎多藏
東京 市谷 看守長 中島直人
東京 市谷 看守長 長谷川源作
東京 市谷 看守長 渡來律術
東京 市谷 看守長 梶間織次郎
東京 市谷 看守長 平多修司
東京 市谷 看守長 藤澤雅雄
東京 市谷 看守長 櫻井周助
東京 市谷 看守長 伊賀吉太郎
東京 市谷 看守長 枇杷橋喜一
東京 市谷 看守長 里

德島	松島	山取	廣島	岡山	神戶	和歌	奈良	大和	京都	秋田	山形	青森	盛岡	宮城	福島	新潟	富山	金澤	岐阜	岐阜	所
島江	島取	口	島	山	戸	山	川	飯	都	田	形	森	岡	城	島	海	山	澤	井	早	所
看守部長	看守部長	看守部長	看守部長	看守部長	看守部長	看守部長	看守部長	看守部長	看守部長	看守部長	看守部長	看守部長	看守部長	看守部長	看守部長	看守部長	看守部長	看守部長	看守部長	看守部長	看守部長
柳本邦一	渡邊理一	木下榮樹	郡司幸壽	田中美實	中田主税	守屋久藏	大場正雄	中村信吉	伊藤新三郎	佐藤信道	高野良造	赤城一雄	熊谷熊次郎	福澤勇太郎	花坂四郎	中野鉄一郎	兒玉伊三次郎	堀安太郎	堀多吉	堀江盾夫	文治郎

網走	十勝	樺太	札罫	網罫	沖繩	鹿兒	宮崎	熊本	佐賀	大分	福岡	長崎	三池	高知	松山	高松
看守部長	看守部長	看守部長	看守部長	看守部長	看守部長	看守部長	看守部長	看守部長	看守部長	看守部長	看守部長	看守部長	看守部長	看守部長	看守部長	看守部長
長谷川友松	大川純一	吉田儀之助	八島政次郎	藤波喜兵衛	谷川清平	中島新吉	田村藤四郎	後藤藤要	馬見塚團平	廣波秀緒	香椎豐太郎	福山福太郎	小松直清	橋上貳策	須藤祥三郎	須藤祥三郎

因に臺灣總督府よりは村上勝太を練習所生として派遣することに決したる旨通知あり關東都督府よりは今回は練習生を派遣せずとの通知あり朝鮮總督府よりは未だ有無の通知なし

最近唯一の新發明

藥劑師櫻井愛知郎氏發明
其他化學器械刀鋸
其金屬一切ノ防錆劑

サッ ホン エ ナ メール

定價

百グラム入一瓶金五十錢
半ポンド入一瓶金壹圓
一ポンド入一瓶金貳圓

藥劑師櫻井氏發金防錆劑ノ發明ニ志アリ陸軍奉職時代ヨリ專心研鑽シ若衷慘憺終ニサッホンエナメールヲ發明スルニ至レリ
本品ハ櫻井藥劑師ノ發明ニ成ル完全ナル防錆劑ニシテ化學器械刀鋸其他金屬ニ之ヲ應用スルトキハ決シテ錆ヲ發生スルコトナク之ヲ從來專ハラ使用セラレタル錆來品ニ比較セハ其價ニ於テ廉局ノ如キ繁忙ナル所ニ於テ常ニ器械ニ之ヲ應用スラルコトキハ其保存上大ナル利益アリ冀ハ監獄及監獄職員ニ對シテハ定價ノ一割引ヲ以テ御需ニ應スヘク候

東京府大坂停車場下

春陽堂藥舖

野村 奎

新案索引法

二月二十二日發行

▽▽監獄官諸君へは一部三覽にて送呈す
題して索引法と云ふも本書の骨髓は簿記統計の

図外に逸在す、或は之れを一種の記憶法と呼ぶも可なり、又教育學の一部と看るを妨けず、憶むらくは片々たる紙幅例證に審かならず、蓋し注意深き讀者に向つては本文以外多少の暗示を與ふることを疑はず

此に先輩たる監獄官諸君の批評を乞ふ

司法省指紋部に於て

兒島 三郎

會費送附方

肩書 番地	宛名	振込 局名
東京市麹町區西日比谷町 壹番地	監獄協會理事 眞木 喬	司法省內郵便局

明治四十五年二月二十日發行

(定價金拾貳圓)

發行所 東京市牛込區市ヶ谷町五十三番地
豐野胤珍
印刷所 東京市四谷區受住町二番地
磯村政富
發行所 東京市麹町區四日比谷町壹番地
監獄協會
印刷所 東京市四谷區元町二十七番地
東京書院印刷部
賣捌所 東京市四谷區受住町二番地
東京書院